

京都府警察事務専決規程

[最終改正 令和 7. 3. 31 京都府警察本部訓令第11号]

(目的)

第1条 この規程は、警察本部長が処理する事務並びに京都府公安委員会事務専決規程（昭和34年京都府公安委員会訓令第1号）第3条の規定による事務の一部を部長（サイバー対策本部長を含む。以下同じ。）、次長、サイバー対策本部副本部長、参事官、理事官、所属長（課長、室長、所長、校長、隊長及び署長をいう。以下同じ。）、聴聞官、意見聴取官、課の室等の長、次席（同相当職を含む。以下同じ。）若しくは課長補佐（同相当職を含む。以下同じ。）又は副署長若しくは警察署の課長に専決させるために必要な事項を定めることを目的とする。

(専決)

第2条 別表第1から第4までの左欄に掲げる部長、次長、サイバー対策本部副本部長、参事官、理事官及び所属長は、当該右欄に掲げる事務を専決することができる。

(前条に相当する事務の専決)

第3条 部長、次長、サイバー対策本部副本部長、参事官、理事官及び所属長は、前条に明記しない事務についても、これらに相当する事務については、専決することができる。

(聴聞官の専決)

第4条 聴聞官は、別表第5に掲げる事務について専決することができる。

(課の室等の長の専決)

第5条 課の室等の長は、別表第6に掲げる事務について、専決することができる。

(軽易な事務の専決)

第6条 警察本部、サイバー対策本部及び市警察部の所属長は、必要により別表第3の右欄に掲げる事務及びこれらに相当する事務のうち、軽易な事務の処理を次席又は課長補佐に専決させることができる。

2 前項の規定は、署長が処理する事務について準用する。この場合において、「別表第3の右欄」とあるのは「別表第3の各所属長の項に掲げる事務及び別表第4の右欄」と、「次席又は課長補佐」とあるのは「副署長又は警察署の課長」と読み替えるものとする。

3 前2項の専決について必要な事項は、別に定める。

(異例に属する事務の処理)

第7条 この規程に基づき専決することができる事務のうち、異例に属するもの及び疑義があるものについては、それぞれ警察本部長、部長、次長、サイバー対策本部副本部長、参事官、理事官又は所属長の決裁を受けて処理しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和34年3月20日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

部長の専決事務

各 部 長	(1) 京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）第 4 条の規定による部内の所属長等（所属長並びに京都府警察本部等組織規則（昭和42年京都府公安委員会規則第 3 号）第49条から第52条までに規定する部に置く職、同規則第54条に規定する監察官及び同規則第60条の 8 から第60条の10までに規定するサイバー対策本部に置く職にある者をいう。以下同じ。）の旅行命令 (2) 部内の所属長等に係る警察職員の勤務に関する訓令（昭和33年京都府警察本部訓令第 9 号。以下「勤務訓令」という。）第25条において準用する勤務訓令第 5 条の規定による変更、第 7 条の規定による振替等、第10条第 1 項から第 3 項までの規定による命令、第12条第 1 項の規定による休日の代休指定、第14条第 1 項、第16条第 2 項及び第22条の規定による届出の受理並びに第10条第 6 項から第 9 項まで、第15条第 1 項（当該休暇の期間が30日未満のものに限る。）及び第 5 項並びに第16条第 1 項の規定による承認 (3) 所属職員（所属長等を除く。）の部内の他の所属への応援命令 (4) 年報、月報等の定例報告 (5) 警察本部長の命による一般通達の処理 (6) 協議、照会、回答、報告、副申、上申、申請、手配等の処理。ただし、重要なものを除く。 (7) 捜査指揮に関する訓令（昭和48年京都府警察本部訓令第 2 号）第 4 条第 2 項に規定する事件及び事項の決定及び捜査指揮 (8) 行政手続法（平成 5 年法律第88号）第19条第 1 項の規定による聴聞の主宰者（警察職員に限る。）の指名 (9) 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）第 3 条第 3 項の規定による新たな聴聞の主宰者（警察職員に限る。）の指名 (10) 京都府行政手続条例（平成 7 年京都府条例第 2 号。以下「行政手続条例」という。）第19条第 1 項の規定による聴聞の主宰者（警察職員に限る。）の指名 (11) 京都府公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成22年京都府公安委員会規則第11号。以下「聴聞弁明規則」という。）第 3 条第 3 項の規定による新たな聴聞の主宰者（警察職員に限る。）の指名 (12) 京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第 1 号。以下「情報公開条例」という。）第10条第 1 項の規定による公開決定（過去において、公開請求に係る公文書又はこれと同一と認められる内容が記録された公文書の公開請求があり、これと同様の決定を行う場合であって、公開請求に係る公文書の全部を公開するとき（京都府情報公開条例施行規則（平成13年京都府公安委員会規則第13号）第 2 条に規定する氏名等を非公開とするときを含む。）を除く。） (13) 情報公開条例第10条第 2 項の規定による非公開決定（過去において、公開請求に係る公文書又はこれと同一と認められる内容が記録された公文書の公開請求があ
-------------	--

	り、これと同様の決定を行う場合及び公開請求に係る公文書を保有していない場合を除く。) (14) 情報公開条例第19条第1項の規定による京都府情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)への諮問 (15) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第70条の規定による保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求 (16) 個人情報保護法第72条の規定による個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求 (17) 個人情報保護法第82条の規定による開示又は不開示の決定(開示決定のうち部分開示における不開示理由に係る保有個人情報が個人情報保護法第78条第2号イに該当しない公務員等の氏名に該当する場合を除く。) (18) 個人情報保護法第93条の規定による訂正又は不訂正の決定 (19) 個人情報保護法第101条の規定による利用停止又は利用不停止の決定 (20) 個人情報保護法第105条第1項の規定による審議会への諮問
総務部長	(1) 各種広報機関への便宜供与 (2) 予算の配当及び流用 (3) 次に掲げる公有財産及び物品の譲渡、廃棄等 ア 1件の評価額が200万円以上1,000万円未満の公有財産及び1件の評価額が100万円以上500万円未満の物品の譲渡、廃棄又は交換 イ 1件の賃貸料が500万円未満で、一時的使用(使用期間が1箇月以内のものという。以下同じ。)以外の場合における公有財産及び物品の賃貸又は使用許可 ウ 1件の適正な賃貸料又は賃借料が200万円以上1,000万円未満で、一時的使用以外の場合における公有財産及び物品の無償貸付け、減額貸付け又は無償借受け エ 1件の評価額が100万円以上500万円未満の公有財産及び物品の譲与又は減額譲渡 オ 1件の評価額が400万円以上の公有財産の所属換え、分類換え、用途廃止、用途変更及び管理換え カ 1件の評価額が400万円以上の物品の所属換え及び管理換え (4) 次に掲げる経費の支出負担行為 ア 起案に記載された所要金額(以下この(4)において「所要金額」という。)が3,000万円以上の委託料(委託料を変更した場合において、変更額が変更前の額の10パーセント以内のもの、庁舎保守管理及び施設管理運営に伴うもの並びに工事委託料を除く。以下このアにおいて同じ。)。ただし、委託料を変更した場合においては、変更額が変更前の額の10パーセントを超えるもの(減額のときは変更後の額が総務部長が専決することができる額であるもの)を含む。 イ 所要金額が2億円以上5億円未満の委託料(工事委託料に限る。以下このイにおいて同じ。)及び工事請負費。ただし、委託料を変更した場合においては変更額が変更前の額の10パーセントを超えるときは変更前に総務部長が専決したもの(減額のときは変更後の額が総務部長が専決することができる額の範囲内である

	もの）を、工事請負費（所要金額が5億円以上のものを含む。）を変更した場合においては変更額が変更前の額の10パーセント以内のときは変更前に警察本部長が決裁したもの及び変更額が変更前の額の10パーセントを超えるときは変更前に総務部長が専決したもの（減額のときは変更後の額が総務部長が専決することができる額の範囲内であるもの）を含む。 ウ 土地の公有財産購入費（取得面積が1件2万平方メートル以上のものは、所要金額が7,000万円未満のものに限る。）及び所要金額が7,000万円未満の土地以外の公有財産購入費 エ 負担金、補助及び交付金（法令等に基づき支出の義務が確定しているもの、予算で確定した協議会等への負担金、各種団体等に対する補助金で、予算編成時と同額かつ同内容で支出されるもの及び割当内示（変更額が変更前の額の10パーセント以内の割当内示の変更を含む。）を行った場合の補助金及び補助金を変更した場合において、変更額が変更前の額の10パーセント以内のものを除く。）、貸付金、投資及び出資金、積立金、寄附金並びに繰出金 オ 補償、補填及び賠償金（議会の議決を要するものを除く。） (5) 法令の規定により支出の義務が確定している予算の執行 (6) 落札者及び契約者の決定並びに契約に伴う目的物の受入れ (7) 1件の金額又は評価額が500万円未満の寄附（負担付きのものを除く。）の受入れ (8) 国庫負担金、国庫補助金及び国庫委証金の交付申請 (9) 遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定による指定 (10) 警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年京都府条例第18号。以下「被服条例」という。）第4条の規定による私服勤務者の定員の決定 (11) 警察官の服制に関する訓令（昭和41年京都府警察本部訓令第21号）第2条第3項の規定による着用期間の伸縮の決定 (12) 被服条例の規定に基づく被服及び装備品並びに警備用装備品等の配分 (13) 有線電話（外線）の架設及び廃止 (14) 情報公開条例第15条第2項及び第3項の規定による公文書等の写しの作成による費用の額等を定める事務 (15) 個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年京都府条例第32号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第6条第2項の規定による公文書等の写しの作成による費用の額等を定める事務
警務部長	(1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条第2項及び刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第23号）第141条の2の規定に基づく逮捕状請求権者の指定並びに通知及び変更通知 (2) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）第19条第3項の規定による没収保全及び附帯保全請求権者の指定並びに同条第4項におい

- てその例によることとされる犯罪収益に係る保全手続等に関する規則（平成11年最高裁判所規則第10号。以下「犯罪収益保全規則」という。）第23条（犯罪収益保全規則第20条において準用する場合を含む。）の規定による当該指定の通知及び変更の通知
- (3) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項の規定による没収保全及び附帯保全請求権者の指定並びに同条第4項においてその例によることとされる犯罪収益保全規則第23条（犯罪収益保全規則第20条において準用する場合を含む。）の規定による当該指定の通知及び変更の通知
- (4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第23条第1項の規定による没収保全及び附帯保全請求権者の指定並びに犯罪収益保全規則第23条（犯罪収益保全規則第20条において準用する場合を含む。）の規定による当該指定の通知及び変更の通知
- (5) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第4条に規定する傍受令状及び同法第7条第1項に規定する傍受ができる期間の延長の請求権者の指定並びに犯罪捜査のための通信傍受に関する規則（平成12年最高裁判所規則第6号）第2条第2項の規定による当該指定の通知及び変更の通知
- (6) 職員の療養及び職務復帰の発令
- (7) 職員の職務に専念する義務の免除の承認
- (8) 職員の兼業の許可及び兼業に係る報告の受理
- (9) 勤務訓令第25条において準用する勤務訓令第5条の規定による変更、第7条の規定による振替等、第10条第1項から第3項までの規定による命令、第12条第1項の規定による休日の代休指定、第14条第1項、第16条第2項及び第22条の規定による届出の受理並びに第10条第6項から第9項まで、第15条第1項及び第5項、第16条第1項、第17条第1項、第17条の2第1項並びに第19条の規定による承認（各部長の権限に係るものを除く。）
- (10) 職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人事委員会規則6－2）の規定に基づく定期昇給、特別昇給及び勤勉手当の成績率の決定
- (11) 職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）の規定に基づく退職手当支給額の決定
- (12) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の任免の承認
- (13) 公務災害補償の認定及び補償額の決定
- (14) 恩給の裁定に関する事務
- (15) 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号。以下「早期援助団体規則」という。）第2条の規定による公示
- (16) 早期援助団体規則第3条第1項の規定による届出書の受理
- (17) 早期援助団体規則第3条第2項の規定による承認
- (18) 早期援助団体規則第3条第3項の規定による公示
- (19) 早期援助団体規則第3条第4項の規定による書類の受理

	(20) 早期援助団体規則第8条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の受理 (21) 早期援助団体規則第8条第2項の規定による事業報告書及び収支決算書の受理 (22) 早期援助団体規則第8条第3項の規定による報告又は資料の提出の要求 (23) 早期援助団体規則第9条の規定による解任の勧告 (24) 早期援助団体規則第12条の規定による公示 (25) 術科訓練に関する訓令（昭和43年京都府警察本部訓令第7号）第21条の規定による競技会への参加の承認 (26) 京都府警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（令和6年京都府警察本部訓令第11号）第8条第2項第2号の規定による研修
生活安全部長	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第24条第5項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による管理者の解任の勧告 (2) 風営適正化法第39条第3項の規定による風俗環境浄化協会に対する改善措置命令 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「風営施行規則」という。）第110条の規定による風俗環境保全協議会の委員の委嘱（警察職員に委嘱する場合に限る。） (4) 風俗環境保全協議会に関する規則（平成28年京都府公安委員会規則第8号）第3条第3項の規定による風俗環境保全協議会の委員の解嘱（警察職員を解嘱する場合に限る。） (5) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第13条第4項の規定による管理者の解任の勧告 (6) 警備業法（昭和47年法律第117号）第7条第2項の規定による認定の有効期間の更新に疑義のある場合の決定 (7) 警備業法第22条第2項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の交付に疑義のある場合の決定 (8) 警備業法第22条第4項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の不交付の決定 (9) 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第4項の規定による合格証明書の不交付の決定 (10) 警備業法第42条第2項の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付に疑義のある場合の決定 (11) 警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第4項の規定による機械警備業務管理者資格者証の不交付の決定 (12) 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号。以下「防犯登録規則」という。）第3条第2項の規定による変更の承認 (13) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第5条第1項の規定による禁止命令等 (14) ストーカー規制法第5条第3項の規定による禁止命令等 (15) ストーカー規制法第5条第4項において準用する行政手続法第19条第1項の規

- 定による意見の聴取の主宰者（警察職員に限る。）の指名
- (16) ストーカー規制法第5条第4項において準用する行政手続法第20条第6項の規定による意見の聴取の期日における審理の公開の決定
- (17) ストーカー規制法第5条第4項において準用する行政手続法第25条の規定による意見の聴取の再開の命令
- (18) ストーカー規制法第5条第9項の規定による禁止命令等の有効期間に係る延長の処分
- (19) ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号。以下別表第3人身安全対策課長の項において「意見の聴取規則」という。）第2条第3項の規定による新たな意見の聴取の主宰者（警察職員に限る。）の指名
- (20) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条第1項及び第5項並びに第6条第1項の規定による所持許可（ライフル銃、ライフル銃以外の猟銃、空気銃、拳銃又は空気拳銃（以下「ライフル銃等」という。）に係る申請であり、かつ、申請人が現にライフル銃等のいずれかの所持許可を受けている場合を除く。）又は疑義ある場合の決定
- (21) 銃刀法第4条第1項及び第5項並びに第6条第1項の規定による所持許可（クロスボウ（銃刀法第4条第1項第2号の2のクロスボウを除く。）に係る申請であり、かつ、申請人が現にクロスボウの所持許可を受けている場合を除く。）又は疑義ある場合の決定
- (22) 銃刀法第9条の5第2項又は第9条の10第2項の規定による射撃教習資格及び射撃練習資格の認定に疑義ある場合の決定
- (23) 銃刀法第9条の7第3項（銃刀法第9条の11第2項、第10条の6第6項、第10条の8第2項及び第10条の8の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による改善又は措置命令
- (24) 銃刀法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定に疑義ある場合の決定
- (25) 銃刀法第9条の16第1項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定に疑義ある場合の決定
- (26) 銃刀法第28条の2第1項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱の決定
- (27) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。）第19条第2項の規定による運搬（当該運搬に係る火薬類の通路等が他の都道府県公安委員会の管轄区域に属するときに限る。）についての必要な指示
- (28) 火取法第45条の規定に基づく自動車、軽車両等による運搬及び火取法第50条の2の規定の適用を受ける火薬類の消費に関する緊急措置
- (29) 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「火取令」という。）第13条第1項第3号の規定による意見聴取の受理及び回答
- (30) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第44条の2第3項の規定による都道府県知事からの意見聴取の受理（意見陳述事実に係るものに限る。）及び都道府県知事への意見陳述（意見陳述事実に係るものに限る。）

	(31) 貸金業法第44条の3の規定による都道府県知事への意見陳述（意見陳述事実に係るものに限る。）
地域 部 長	(1) 地域警察運営に関する訓令（平成7年京都府警察本部訓令第1号）第43条第1項の規定による自動車警ら班及び自動車警ら隊の応援派遣の要請に対する承認 (2) 地域警察運営に関する訓令第15条第2項の規定による地域警察官等の転用の申請に対する承認
刑 事 部 長	(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第6条第4項及び第8条第5項の規定による確認の結果の通知の受理 (2) 暴対法第7条第4項の規定による公示事項の変更の公示 (3) 暴対法第8条第3項の規定による指定の取消し (4) 暴対法第28条第3項の規定による報告を求める旨の決定 (5) 暴対法第33条第1項前段の規定による報告又は資料の提出要求の決定 (6) 暴対法第36条第4項の規定による協力の要求（定型的なものを除く。） (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号。以下「意見聴取規則」という。）第11条の規定による補佐人の付添いの勧告 (8) 意見聴取規則第39条第1項の規定による当事者の変更があつた場合の措置 (9) 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号。以下「暴追センター規則」という。）第1条第1項の規定による申請書の受理 (10) 暴追センター規則第2条、第3条第2項、第8条第2項、第9条第3項又は第14条の規定による公示 (11) 暴追センター規則第3条第1項及び第3項の規定による名称等の変更の届出の受理 (12) 暴追センター規則第8条第1項の規定による相談事業開始の届出の受理 (13) 暴追センター規則第9条第1項又は第2項の規定による届出の受理 (14) 暴追センター規則第12条第1項及び第2項の規定による事業計画書等の受理 (15) 暴追センター規則第12条第3項の規定による報告又は資料の提出要求 (16) 暴追センター規則第13条第1項又は第2項の規定による解任の勧告 (17) 不当要求情報管理機関登録規程（平成3年国家公安委員会告示第5号。以下「登録規程」という。）第4条の規定による登録申請の受理 (18) 登録規程第5条（登録規程第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録の実施 (19) 登録規程第6条（登録規程第8条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定による不当要求情報管理機関登録証（以下「登録証」という。）の交付 (20) 登録規程第8条第1項の規定による更新の申請の受理 (21) 登録規程第9条第1項の規定による変更届出書の受理

	(22) 登録規程第9条第2項の規定による登録証の書換え (23) 登録規程第10条第1項の規定による移転登録の受理 (24) 登録規程第11条の規定による廃止の届出の受理 (25) 登録規程第12条第2項の規定による登録の取消しの通知 (26) 登録規程第13条の規定による登録証の返納の受理 (27) 登録規程第14条の規定による報告の要求
交通部長	(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第4条第1項の規定による信号機の設置（臨時に設置するものに限る。） (2) 道交法第4条第1項の規定による次の交通規制（警察官の現場における指示による交通規制を含む。） ア 道交法第8条第1項に規定する通行の禁止の指定（期間を限定して行う交通規制を除く。） イ 道交法第9条に規定する歩行者用道路の通行の禁止の指定 ウ 道交法第12条第2項に規定する横断の方法の指定 エ 道交法第13条第2項に規定する横断禁止場所の指定 オ 道交法第22条に規定する最高速度の指定 カ 道交法第23条及び第75条の4に規定する最低速度の指定 キ 道交法第25条の2第2項に規定する横断、転回又は後退の禁止の指定 ク 道交法第44条第1項に規定する停車及び駐車を禁止する場所の指定（期間を限定して行う交通規制を除く。） ケ 道交法第45条第1項に規定する駐車を禁止する場所の指定（期間を限定して行う交通規制を除く。）及び同条第2項に規定する駐車する場合の距離の指定 コ 道交法第45条第3項に規定する交通が頻繁でないと認める区域の指定 サ 道交法第45条の2第1項に規定する高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例の指定 シ 道交法第46条に規定する停車又は駐車を禁止する場所の特例の指定 (3) 道交法第51条の8第4項の規定による登録に疑義のある場合の決定 (4) 道交法第51条の8第7項において準用する同条第4項の規定による登録の更新に疑義のある場合の決定 (5) 道交法第51条の9の規定による適合命令 (6) 道交法第51条の13第1項の規定による駐車監視員資格者証の交付に疑義のある場合の決定 (7) 道交法第51条の13第2項の規定による駐車監視員資格者証の返納命令 (8) 道交法第74条の3第8項の規定による自動車の使用者に対する是正措置命令 (9) 道交法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令 (10) 道交法第75条の27第1項の規定による特定自動運行の許可の取消し又は効力の停止 (11) 道交法第99条の2第5項の規定による技能検定員資格者証の返納命令 (12) 道交法第99条の3第5項において準用する道交法第99条の2第5項の規定によ

る教習指導員資格者証の返納命令

- (13) 道交法第99条の7第1項の規定による指定自動車教習所に対する基準適合命令
- (14) 道交法第99条の7第2項の規定による指定自動車教習所に対する監督命令
- (15) 道交法第100条第1項の規定による指定自動車教習所に対する卒業証明書又は修了証明書の発行の禁止
- (16) 道交法第100条第2項の規定による指定自動車教習所に対する卒業証明書又は修了証明書の発行の禁止の期間の延長
- (17) 道交法第103条第1項の規定による90日以上運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止
- (18) 道交法第107条の5第1項の規定による自動車等の運転の禁止（90日以上1年未満の禁止に限る。）
- (19) 道交法第107条の5第3項の規定による自動車等の運転の禁止の期間の短縮
- (20) 道交法第108条の5第3項の規定による運転適性指導員等の解任命令
- (21) 道交法第108条の6第1項の規定による講習業務規程の認可及び同規程の変更の認可
- (22) 道交法第108条の8第1項の規定による指定講習機関に対する基準適合命令
- (23) 道交法第108条の8第2項の規定による指定講習機関に対する監督命令
- (24) 道交法第108条の10の規定による特定講習の休廃止の許可
- (25) 道交法第110条の2第2項の規定による知事、関係行政機関の長等からの意見聴取
- (26) 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「推進委員規則」という。）第10条の規定による地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）に対する弁明の機会の付与等の通知及び弁明の聴取
- (27) 道交法第108条の31第3項の規定による京都府交通安全活動推進センター（以下「府センター」という。）に対する改善措置命令
- (28) 交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号。以下「センター規則」という。）第8条の規定による府センターの交通事故相談員等の解任の勧告
- (29) 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「教習課程規則」という。）第8条第1項の規定による指定教習課程の指定の取消し
- (30) 応急救護措置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則（平成6年国家公安委員会規則第2号）の規定に基づく応急救護処置に関する能力の認定
- (31) 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号。以下「特例教習課程規則」という。）第9条第1項の規定による教習課程の指定の取消し
- (32) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「道交規則」という。）第18条の4第1項、第29条の3第2項又は第29条の5第1項の規定による専門的な知識を有する医師の委嘱

	(33) 京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号。以下「府規則」という。）第21条の3第2項の規定による医師の解嘱 (34) 道交法第129条第4項の規定による仮納付に係る金額の返還 (35) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第4条第3項の規定による市町村の意見聴取に対する回答 (36) 駐車場法第5条第2項の規定による地方公共団体の長の意見聴取に対する回答 (37) 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下この項及び別表第3運転免許試験課長の項において「意見の聴取規則」という。）第3条の規定による意見の聴取の主宰者の指名 (38) 意見の聴取規則第4条第2項の規定による新たな意見の聴取の主宰者の指名 (39) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第48条第2項の規定による通行の禁止又は制限（警察署長の専決事務に係るものを除く。） (40) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第32条第2項の規定による道路区間の指定及び歩行者若しくは車両の通行の禁止又は制限 (41) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第25条第7項（同条第11項において準用する場合を含む。）の規定による市町村との協議 (42) バリアフリー法第25条第8項（同条第11項において準用する場合を含む。）の規定による市町村に対する基本構想案の作成及び提出 (43) バリアフリー法第27条第1項の規定による市町村に対する基本構想の作成又は変更の提案並びに提案に係る基本構想の素案の作成及び提示 (44) バリアフリー法第36条第1項の規定による交通安全特定事業計画の作成及び実施 (45) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「代行業法」という。）第4条の規定による認定 (46) 代行業法第5条第4項、第7条第2項、第23条第3項及び第24条第2項の規定による国土交通大臣との協議 (47) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域公共交通活性化法」という。）第5条第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体との協議
警備部長	(1) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第9条第3項本文の規定による通報の受理 (2) 警察用航空機の運用等に関する訓令（平成11年京都府警察本部訓令第8号）第3条の2の規定による航空機事故防止計画の承認 (3) 警察用航空機の運用等に関する訓令第19条において準用する同訓令第18条第1項の規定による他の行政機関等からの支援要請の承認及び同条第2項の規定による承認の通知

別表第 2（第 2 条関係）

サイバー対策本部副本部長の専決事務

サイ バ ー 対 策 本 部 副 本 部 長	(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第 128号。以下「不正アクセス禁止法」という。）第 9 条第 1 項の規定による援助の申出の受理及び援助の実施 (2) 不正アクセス禁止法第 9 条第 2 項の規定による事例分析の実施の委託 (3) 不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成11年国家公安委員会規則第12号）第 1 条第 2 項の規定による物件の提出の要求
--	---

刑事部参事官の専決事務

刑 事 部 参 事 官	(1) 暴対法第14条第 2 項の規定による講習の実施 (2) 暴対法第35条第 4 項前段の規定による通知 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「暴対規則」という。）第34条の規定による報告調書の作成の命令 (4) 暴対規則第35条第 1 項の規定による提出資料目録の作成 (5) 暴対規則第39条、第40条又は第41条の規定による公安委員会相互の協力に関する事務 (6) 暴追センター規則第11条の規定による援助
----------------------------	--

別表第3（第2条、第6条関係）

所属長の専決事務

各 所 属 長	(1) 所属職員（課長、室長、所長、校長、隊長、署長その他これに相当する職にある者を除く。以下同じ。）の配置 (2) 京都府旅費条例第4条の規定に基づく所属職員の旅行命令及び所管に属する旅行依頼 (3) 軽易な所属職員の復命の処理 (4) 軽易な照会、回答、報告、副申、上申、申請、手配等の処理 (5) 他官公署間の軽易な通報及び連絡 (6) 勤務訓令第10条第6項及び第7項の規定による時間外勤務制限の承認 (7) 勤務訓令第10条第8項の規定による深夜勤務制限の承認 (8) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による部分休業の承認 (9) 育児休業法第19条第3項において準用する育児休業法第5条の規定による部分休業の承認の取消し (10) 所属職員からの願届の処理 (11) 民衆からの軽易な願届の処理 (12) 警察法（昭和29年法律第162号）第79条の規定による苦情の申出の受理 (13) 公安委員会あての苦情（警察法第79条に規定するものを除く。）及び要望、意見等の受理 (14) 銃刀法第29条第1項の規定による申出の受理 (15) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第1項の規定による審査請求の受理 (16) 行政不服審査法第20条の規定による口頭による審査請求の受理 (17) 行政不服審査法第22条第1項の規定による審査請求書の送付及び通知 (18) 行政不服審査法第23条の規定による補正の命令 (19) 行政不服審査法第27条の規定による審査請求の取下げの受理 (20) 行政不服審査法第29条第2項の規定による弁明書の作成 (21) 行政不服審査法第32条第2項の規定による書類その他の物件の提出 (22) 行政不服審査法第82条の規定による不服申立てをすべき行政庁等の教示 (23) 昭和40年告示第1号第2項及び昭和63年告示第2号第2項の規定による特定公益増進法人等であることの証明書の交付 (24) 行政手続法第7条の規定による審査及び補正の要求又は拒否 (25) 行政手続法第15条第1項の規定による聴聞の通知 (26) 行政手続法第15条第3項（同法第22条第3項及び第31条において準用する場合を含む。）の規定による公示 (27) 行政手続法第16条第4項（同法第17条第3項及び第31条において準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格喪失の届出の受理 (28) 行政手続法第18条第3項の規定による文書等の閲覧の日時及び場所の指定
------------------	--

- (29) 行政手続法第30条の規定による弁明の機会の付与の通知
- (30) 聴聞規則第9条第1項（聴聞規則第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日又は場所の変更
- (31) 聴聞規則第9条第2項（聴聞規則第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日又は場所の変更申出書の受理
- (32) 聴聞規則第9条第3項（聴聞規則第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知
- (33) 聴聞規則第10条第1項の規定による文書閲覧請求書の受理
- (34) 聴聞規則第10条第2項の規定による文書等の閲覧の日時及び場所の通知
- (35) 聴聞規則第12条第1項の規定による聴聞の審理の公開の期日及び場所の公示
- (36) 聴聞規則第19条第1項の規定による聴聞調書等閲覧請求書の受理
- (37) 聴聞規則第19条第2項の規定による聴聞調書等の閲覧の日時及び場所の通知
- (38) 聴聞規則第21条第1項の規定による弁明を録取する警察職員の指名
- (39) 聴聞規則第22条第3項の規定による弁明調書の受理
- (40) 行政手続条例第7条の規定による審査及び補正の要求又は拒否
- (41) 行政手続条例第15条第1項の規定による聴聞の通知
- (42) 行政手続条例第15条第3項（行政手続条例第22条第3項及び第29条において準用する場合を含む。）の規定による公示
- (43) 行政手続条例第16条第4項（行政手続条例第17条第3項及び第29条において準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格喪失の届出の受理
- (44) 行政手続条例第18条第3項の規定による文書等の閲覧の日時及び場所の指定
- (45) 行政手続条例第28条の規定による弁明の機会の付与の通知
- (46) 聴聞弁明規則第9条第1項（聴聞弁明規則第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日又は場所の変更
- (47) 聴聞弁明規則第9条第2項（聴聞弁明規則第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日又は場所の変更申出書の受理
- (48) 聴聞弁明規則第9条第3項（聴聞弁明規則第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知
- (49) 聴聞弁明規則第10条第1項の規定による文書等閲覧請求書の受理
- (50) 聴聞弁明規則第10条第2項の規定による文書等の閲覧の日時及び場所の通知
- (51) 聴聞弁明規則第12条第1項の規定による聴聞の審理の公開の期日及び場所の公示
- (52) 聴聞弁明規則第19条第1項の規定による聴聞調書等閲覧請求書の受理
- (53) 聴聞弁明規則第19条第2項の規定による聴聞調書等の閲覧の日時及び場所の通知
- (54) 聴聞弁明規則第21条第1項の規定による弁明を録取する警察職員の指名
- (55) 聴聞弁明規則第22条第3項の規定による弁明調書の受理
- (56) 情報公開条例第5条第2項の規定による請求書の補正の要求
- (57) 情報公開条例第10条第1項の規定による公開決定（過去において、公開請求に係る公文書又はこれと同一と認められる内容が記録された公文書の公開請求があり

、これと同様の決定を行う場合であって、公開請求に係る公文書の全部を公開するとき（京都府情報公開条例施行規則（平成13年京都府公安委員会規則第13号）第2条に規定する氏名等を非公開とするときを含む。）に限る。）

- (58) 情報公開条例第10条第1項の規定による公開決定の通知
- (59) 情報公開条例第10条第2項の規定による非公開決定（過去において、公開請求に係る公文書又はこれと同一と認められる内容が記録された公文書の公開請求があり、これと同様の決定を行う場合及び公開請求に係る公文書を保有していない場合に限る。）
- (60) 情報公開条例第10条第2項の規定による非公開決定の通知
- (61) 情報公開条例第11条第2項の規定による公開決定等の期間の延長
- (62) 情報公開条例第12条第1項の規定による公開決定等の期限の特例の適用
- (63) 情報公開条例第13条第1項の規定による事案の移送
- (64) 情報公開条例第14条第1項又は第2項の規定による意見書提出の機会の付与
- (65) 情報公開条例第14条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対する公開決定の通知
- (66) 情報公開条例第15条第1項の規定による公文書の公開の実施
- (67) 情報公開条例第19条第2項の規定による諮問した旨の通知
- (68) 情報公開条例第20条において準用する情報公開条例第14条第3項の規定による裁決の通知
- (69) 個人情報保護法第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表
- (70) 個人情報保護法第77条第3項の規定による開示請求書の補正の要求
- (71) 個人情報保護法第82条第1項の規定による開示の決定（全部開示及び部分開示における不開示理由に係る保有個人情報が個人情報保護法第78条第2号イに該当しない公務員等の氏名に該当する場合）
- (72) 個人情報保護法第82条の規定による開示決定等の通知
- (73) 個人情報保護法第83条第2項の規定による開示決定等の期間の延長
- (74) 個人情報保護法第83条第2項の規定による開示決定等の期間の延長の通知
- (75) 個人情報保護法第84条の規定による開示決定等の期限の特例の適用
- (76) 個人情報保護法第84条の規定による開示決定等の期限の特例の適用の通知
- (77) 個人情報保護法第85条第1項の規定による開示請求に係る事案の移送
- (78) 個人情報保護法第85条第1項の規定による開示請求に係る事案の移送の通知
- (79) 個人情報保護法第86条第1項の規定による意見書提出の機会の付与
- (80) 個人情報保護法第86条第2項の規定による意見書提出の機会の付与
- (81) 個人情報保護法第86条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対する開示決定の通知
- (82) 個人情報保護法第91条第3項の規定による訂正請求書の補正の要求
- (83) 個人情報保護法第93条の規定による訂正決定等の通知
- (84) 個人情報保護法第94条第2項の規定による訂正決定等の期間の延長
- (85) 個人情報保護法第94条第2項の規定による訂正決定等の期間の延長の通知
- (86) 個人情報保護法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例の適用

	(87) 個人情報保護法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例の適用の通知 (88) 個人情報保護法第96条の規定による訂正請求に係る事案の移送 (89) 個人情報保護法第96条の規定による訂正請求に係る事案の移送の通知 (90) 個人情報保護法第99条第3項の規定による利用停止請求書の補正の要求 (91) 個人情報保護法第101条の規定による利用停止決定等の通知 (92) 個人情報保護法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期間の延長 (93) 個人情報保護法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期間の延長の通知 (94) 個人情報保護法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例の適用 (95) 個人情報保護法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例の適用の通知 (96) 個人情報保護法第105条第2項の規定による諮問した旨の通知 (97) 個人情報保護法施行条例第5条第4項の規定による是正の申出に対する処理内容の通知
公安委員会補佐室長	(1) 警察法第79条の規定による公安委員会あての苦情の対応結果の通知に係る事務 (2) 公安委員会あての苦情（警察法第79条に規定するものを除く。）及び要望、意見等の対応結果の通知に係る事務 (3) 京都府公安委員会文書管理規則（平成13年京都府公安委員会規則第15号）に基づく、公安委員会の文書の管理に係る事務
総務課長	(1) 公文書及び物品の接受、発送、編集及び保存 (2) 軽易な渉外連絡 (3) 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号）第8条の規定により巡察官が行う巡察の計画の策定 (4) 個人情報保護法第77条第1項の規定による開示請求書の受付 (5) 個人情報保護法第77条第2項の規定による本人又は本人の代理人であることの確認 (6) 個人情報保護法第91条第1項の規定による訂正請求書の受付 (7) 個人情報保護法第91条第2項の規定による本人又は本人の代理人であることの確認 (8) 個人情報保護法第99条第1項の規定による利用停止請求書の受付 (9) 個人情報保護法第99条第2項の規定による本人又は本人の代理人であることの確認 (10) 個人情報保護法第105条第1項に規定による審査請求の受付 (11) 個人情報保護法施行条例第5条第2項の規定による是正申出書の受付

	(12) 個人情報保護法施行条例第5条第3項の規定による本人又は本人の代理人であることの確認 (13) 情報公開条例第5条第1項の規定による請求書の受付 (14) 情報公開条例第19条第1項に規定する審査請求の受付 (15) 京都府警察報に関する訓令（平成13年京都府警察本部訓令第31号）第4条の規定による警察報の編集及び発行
情報管理課長	(1) 警察統計（犯罪統計を除く。）資料の収集及び整備 (2) 照会センターの行う対照に必要な資料等の収集、登録及び管理
広報応接課長	(1) 報道機関、官公署その他諸団体と広報連絡 (2) 広報活動に必要な調査 (3) 広報資料の収集管理及び提供 (4) 音楽隊の派遣
会計課長	(1) 歳入の調定及び調定の通知並びに支出命令 (2) 次に掲げる公有財産及び物品の譲渡、廃棄等 ア 1件の評価額が200万円未満の公有財産及び1件の評価額が100万円未満の物品の譲渡、廃棄又は交換 イ 一時的使用の場合における公有財産及び物品の賃貸、使用許可、無償貸付け、減額貸付け又は無償借受け ウ 1件の適正な賃貸料又は賃借料が200万円未満で、一時的使用以外の場合における公有財産及び物品の無償貸付け、減額貸付け又は無償借受け エ 1件の評価額が100万円未満の公有財産及び物品の譲与又は減額譲渡 オ 1件の評価額が400万円未満の公有財産の所属換え、分類換え、用途廃止、用途変更及び管理換え カ 1件の評価額が400万円未満の物品の所属換え及び管理換え キ 物品の分類換え並びに公有財産及び物品の出納通知 (3) 次に掲げる経費の支出負担行為 ア 報酬、退職手当、共済費（電子計算組織により処理されるものを除く。）、災害補償費、恩給及び退職年金、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、扶助費、償還金、利子及び割引料並びに公課費 イ 庁舎保守管理及び施設管理運営に伴う委託料又は起案に記載された所要金額（以下この（3）において「所要金額」という。）が3,000万円未満の委託料（工事

委託料を除く。以下このイにおいて同じ。）。ただし、委託料（所要金額が 3,000万円以上のものを含む。）を変更した場合においては、変更額が変更前の額の10パーセント以内のもの及び変更額が変更前の額の10パーセントを超えるときは変更前に会計課長が専決したもの（減額のときは変更後の額が会計課長が専決することができる額の範囲内であるもの）を含む。

ウ 所要金額が2億円未満の委託料（工事委託料に限る。以下このウにおいて同じ。）及び工事請負費。ただし、委託料（所要金額が2億円以上の委託料を含む。）を変更した場合においては変更額が変更前の額の10パーセント以内のもの及び変更額が変更前の額の10パーセントを超えるときは変更前に会計課長が専決したもの（減額のときは変更後の額が会計課長が専決することができる額の範囲内であるもの）を、工事請負費（所要金額が2億円以上のものを含む。）を変更した場合においては変更額が変更前の額の10パーセント以内のときは変更前に総務部長が専決したもの及び変更額が変更前の額の10パーセントを超えるときは変更前に会計課長が専決したもの（減額のときは変更後の額が会計課長が専決することができる額の範囲内であるもの）を含む。

エ 所要金額が 7,000万円未満の備品購入費（所要金額が 7,000万円以上の備品購入費であって、1契約当たりの金額が 7,000万円未満のものを含む。）

オ 負担金、補助及び交付金のうち、法令等に基づき支出の義務が確定しているもの、予算で確定した協議会等への負担金、各種団体等に対する補助金で、予算編成時と同額かつ同内容で支出されるもの並びに割当内示（変更額が変更前の額の10パーセント以内の割当内示の変更を含む。）を行った場合の補助金及び補助金を変更した場合において、変更額が変更前の額の10パーセント以内のもの

(4) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の手続の特例を定める政令（平成7年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6第1項の規定による一般競争入札の公告

(5) 特例政令第7条の規定による指名競争入札の公示

(6) 特例政令第11条の規定による落札者等の公示

(7) 京都府財産取扱規則（昭和39年京都府規則第16号）に規定する事務のうち警察用財産の総括管理及び警察本部用庁舎その他の財産の管理

(8) 遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「遺失規則」という。）第6条の規定による照会に対する回答

(9) 遺失規則第7条の規定による照会に対する回答

(10) 遺失規則第8条第1項の規定による報告の受理

(11) 遺失規則第8条第2項の規定による通報及び通報の受理

(12) 遺失規則第10条第1項の規定による報告の受理

(13) 遺失規則第10条第2項の規定による通報及び通報の受理

(14) 遺失物法（平成18年法律第73号）第8条第1項（同法第13条第2項及び第18条において準用する場合を含む。）の規定による通報及び通報の受理

(15) 遺失物法第8条第2項（同法第13条第2項及び第18条において準用する場合を

	含む。)の規定による公表 (16) 遺失規則第28条第2項の規定による申請書の受理 (17) 特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年京都府公安委員会規則第21号。以下「特例施設規則」という。）第2条第1項の規定による指定をしたときの通知 (18) 特例施設規則第2条第2項の規定による指定をしなかったときの通知 (19) 遺失規則第28条第4項の規定による指定の公示 (20) 遺失規則第29条第1項の規定による変更の届出の受理 (21) 遺失規則第29条第2項の規定による変更の公示 (22) 遺失規則第29条第3項の規定による変更の届出の受理 (23) 遺失物法第25条第1項の規定による施設占有者に対する報告又は資料の提出の要求 (24) 遺失物法第25条第2項の規定による特例施設占有者に対する報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求 (25) 遺失物法第26条第1項の規定による指示 (26) 遺失物法第26条第2項の規定による指示 (27) 特例施設規則第4条第2項の規定による指定の取消しの通知 (28) 遺失規則第30条第2項の規定による指定の取消しの公示
装 備 課 長	(1) けん銃及びけん銃用訓練弾の受入れ及び払出し (2) 有線電話（内線）の架設の決定
留 置 管 理 課 長	(1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）第229条第1項の規定による審査の申請の受理に係る事務 (2) 刑事収容施設法第229条第3項において準用する行政不服審査法第15条第3項の規定による権利の承継又は合併の事実を証する書面の受理に係る事務 (3) 刑事収容施設法第229条第3項において準用する行政不服審査法第22条の規定による誤った教示をした場合の審査の申請書の正本の送付及び審査の申請人に対する通知 (4) 刑事収容施設法第229条第3項において準用する行政不服審査法第23条の規定による補正命令 (5) 刑事収容施設法第229条第3項において準用する行政不服審査法第25条第2項の規定による執行停止の通知 (6) 刑事収容施設法第229条第3項において準用する行政不服審査法第26条の規定による執行停止の取消しの通知 (7) 刑事収容施設法第229条第3項において準用する行政不服審査法第27条第2項の規定による審査の申請の取下げの受理に係る事務

	(8) 刑事収容施設法第 229条第 3 項において準用する行政不服審査法第51条第 2 項及び第 4 項の規定による裁決書の謄本の送付及び同条第 3 項の規定による公示の方法による送達 (9) 刑事収容施設法第 230条第 1 項の規定による再審査の申請の受理に係る事務 (10) 刑事収容施設法第 230条第 3 項において準用する行政不服審査法第15条第 3 項の規定による権利の承継又は合併の事実を証する書面の受理に係る事務 (11) 刑事収容施設法第 230条第 3 項において準用する行政不服審査法第23条の規定による補正命令 (12) 刑事収容施設法第 230条第 3 項において準用する行政不服審査法第25条第 2 項の規定による執行停止の通知 (13) 刑事収容施設法第 230条第 3 項において準用する行政不服審査法第26条の規定による執行停止の取消しの通知 (14) 刑事収容施設法第 230条第 3 項において準用する行政不服審査法第27条第 2 項の規定による再審査の申請の取下げの受理に係る事務 (15) 刑事収容施設法第 230条第 3 項において準用する行政不服審査法第51条第 2 項及び第 4 項の規定による裁決書の謄本の送付及び同条第 3 項の規定による公示の方法による送達 (16) 刑事収容施設法第 231条第 1 項の規定による事実の申告の受理に係る事務 (17) 刑事収容施設法第 231条第 3 項において準用する刑事収容施設法第 164条第 1 項又は第 2 項の規定による通知 (18) 刑事収容施設法第 231条第 3 項において準用する行政不服審査法第23条の規定による補正命令 (19) 刑事収容施設法第 231条第 3 項において準用する行政不服審査法第27条第 2 項の規定による事実の申告の取下げの受理に係る事務 (20) 刑事収容施設法第 232条第 1 項の規定による事実の申告の受理に係る事務 (21) 刑事収容施設法第 232条第 3 項において準用する刑事収容施設法第 164条第 1 項又は第 2 項の規定による通知 (22) 刑事収容施設法第 232条第 3 項において準用する行政不服審査法第23条の規定による補正命令 (23) 刑事収容施設法第 232条第 3 項において準用する行政不服審査法第27条第 2 項の規定による事実の申告の取下げの受理に係る事務 (24) 刑事収容施設法第 233条第 1 項の規定による苦情の申出の受理に係る事務 (25) 刑事収容施設法第 233条第 2 項において準用する刑事収容施設法第 166条第 3 項の規定による通知
警務課長	(1) 京都府人事委員会規則 4－6（警察官の任用の特例）第 8 条の規定に基づく警察官の募集 (2) 地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤職員に係る委嘱書及び同法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に係る任用通知書の内容の変更

- (3) 警察職員の身分証明
- (4) 公務旅行証明書の交付
- (5) 証明事務等に関する訓令（昭和45年京都府警察本部訓令第6号）第2条第2項第16号に規定する特例証明の発給承認及び第3条第1項の表に規定する警察履歴証明の発給
- (6) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「給付金支給法」という。）第10条第1項の規定による申請の受付
- (7) 給付金支給法第13条第1項の規定による申請者その他の関係人に対する調査
- (8) 給付金支給法第13条第2項の規定による犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に対する照会
- (9) 給付金支給法第20条の2において読み替えて適用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による国家公安委員会からの技術的な助言若しくは勧告又は資料の提出の要求の受理
- (10) 給付金支給法第20条の2において読み替えて適用する地方自治法第245条の4第3項の規定による国家公安委員会に対する技術的な助言若しくは勧告又は情報の提供の要求
- (11) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「給付金支給規則」という。）第19条の規定による届出の受付
- (12) 給付金支給規則第20条第1項の規定による通知
- (13) 給付金支給規則第20条第2項の規定による請求書の交付
- (14) 給付金支給法第23条第4項の規定による犯罪被害者等早期援助団体に対する情報の提供
- (15) 早期援助団体規則第1条第1項の規定による申請書の受理
- (16) 早期援助団体規則第10条第1項の規定による届出書の受理
- (17) 早期援助団体規則第10条第2項の規定による申請書の受理
- (18) 早期援助団体規則第11条の規定による意見聴取
- (19) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号。以下「オウム真理教犯罪被害者等給付金支給法」という。）第6条第1項の規定による申請の受付
- (20) オウム真理教犯罪被害者等給付金支給法第8条第1項の規定による申請者その他の関係人に対する調査
- (21) オウム真理教犯罪被害者等給付金支給法第8条第2項の規定による犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に対する照会
- (22) オウム真理教犯罪被害者等給付金支給法第9条第2項の規定による国家公安委員会からの資料の提供の受理
- (23) オウム真理教犯罪被害者等給付金支給法第18条において読み替えて適用する地方自治法第245条の4第1項の規定による国家公安委員会からの技術的な助言若しくは勧告又は資料の提出の要求の受理

	(24) オウム真理教犯罪被害者等給付金支給法第18条において読み替えて適用する地方自治法第 245条の 4 第 3 項の規定による国家公安委員会に対する技術的な助言若しくは勧告又は情報の提供の要求 (25) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号。以下「オウム真理教犯罪被害者等給付金支給規則」という。）第 3 条第 1 項の規定による通知 (26) オウム真理教犯罪被害者等給付金支給規則第 3 条第 2 項の規定による請求書の交付 (27) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号。以下「国外犯罪弔慰金等支給法」という。）第 9 条第 1 項の規定による申請の受付 (28) 国外犯罪弔慰金等支給法第10条の規定による公安委員会に対する援助の要求の受理及び援助の実施 (29) 国外犯罪弔慰金等支給法第12条第 2 項の規定による国家公安委員会からの情報の提供の受理 (30) 国外犯罪弔慰金等支給法第13条第 1 項の規定による調査 (31) 国外犯罪弔慰金等支給法第13条第 2 項の規定による協力の要求 (32) 国外犯罪弔慰金等支給法第21条において読み替えて適用する地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定による国家公安委員会からの技術的な助言若しくは勧告又は資料の提出の要求の受理 (33) 国外犯罪弔慰金等支給法第21条において読み替えて適用する地方自治法第 245 条の 4 第 3 項の規定による国家公安委員会に対する技術的な助言若しくは勧告又は情報の提供の要求 (34) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号）第10条第 1 項の規定による通知 (35) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則第10条第 2 項の規定による請求書の交付
事務管理課長	(1) 地方公務員法第26条の 2 の規定による修学部分休業の承認 (2) 職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号。以下「給与条例」という。）第45条の 3 の規定による修学部分休業の承認の取消し (3) 地方公務員法第26条の 3 第 1 項の規定による高齢者部分休業の承認 (4) 給与条例第45条の 5 の規定による高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮の承認 (5) 給与条例第45条の 6 の規定による高齢者部分休業の時間の延長の承認 (6) 地方公務員法第26条の 5 第 1 項の規定による自己啓発等休業の承認 (7) 地方公務員法第26条の 5 第 5 項の規定による自己啓発等休業の承認の取消し (8) 地方公務員法第26条の 6 第 1 項の規定による配偶者同行休業の承認 (9) 地方公務員法第26条の 6 第 4 項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認 (10) 地方公務員法第26条の 6 第 6 項の規定による配偶者同行休業の承認の取消し (11) 育児休業法第 2 条第 3 項（第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規

	定による育児休業の承認 (12) 育児休業法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し (13) 育児休業法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の承認 (14) 育児休業法第11条第2項において準用する育児休業法第10条第3項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認 (15) 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の取消し (16) 給与条例第16条の2の規定による管理職員特別勤務手当の支給の決定 (17) 勤務訓令第4条第2項の規定による特別勤務者の週休日、勤務時間の割振り等の承認 (18) 勤務訓令第15条第1項の規定による病気休暇の申請の受理及び承認 (19) 勤務訓令第17条第1項の規定による介護休暇の承認 (20) 勤務訓令第17条の2第1項の規定による介護時間の承認 (21) 給与条例第45条の22第2項の規定による周知
厚生課長	(1) 福利厚生施設の維持管理 (2) 職員に対する児童手当等の支給に関する事務取扱規則（昭和46年京都府規則第51号）第2条に規定する事務のうち、認定の事務 (3) 職員に対する子ども手当の支給に関する事務取扱規則（平成22年京都府規則第26号）第2条第1号に規定する事務 (4) 警察職員待機宿舍の運用に関する訓令（昭和37年京都府警察本部訓令第12号。以下「待機宿舍運用訓令」という。）第4条第2項の規定による入居の命令 (5) 待機宿舍運用訓令第13条第2項の規定による駐車場の使用許可 (6) 京都府警察職員住宅管理規程（平成21年京都府警察本部訓令第5号。以下「住宅管理規程」という。）第5条第1項の規定による入居の承認 (7) 住宅管理規程第6条及び第18条の規定による入居の命令 (8) 住宅管理規程第34条の規定による駐車場の使用許可
教養課長	(1) 京都府警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第8条第2項第1号の規定による研修 (2) 京都府警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第8条第4項の規定による啓発 (3) 京都府警察術科技能検定に関する訓令（昭和29年京都府警察本部訓令第8号）第10条第1項の規定による合格者の決定及び合格証書の交付 (4) 京都府警察柔剣道段級審査規程（昭和30年京都府警察本部訓令第17号）第7条の規定による柔道及び剣道の段級審査の合格者の決定 (5) 京都府警察柔剣道段級審査規程第8条の規定による免許状又は証書の交付 (6) 教養資料（機関誌を含む。）の編集及び発行
生	(1) 犯罪の予防に関する軽易な計画及び実施

活 安 全 企 画 課 長	(2) 風営適正化法第3条第1項の規定による営業の許可（風営適正化法第2条第1項第4号の営業（まあじやん屋を除く。以下「4号営業」という。）及び同項第5号の営業（以下「5号営業」という。）の場合に限る。） (3) 風営適正化法第3条第2項の規定による許可の条件及び条件変更の付与（4号営業及び5号営業の場合に限る。） (4) 風営適正化法第9条第1項の規定による変更の承認（4号営業及び5号営業の場合に限る。） (5) 風営適正化法第10条の2第1項の規定による特例風俗営業者の認定（4号営業及び5号営業の場合に限る。） (6) 風営適正化法第20条第2項の規定による遊技機の認定 (7) 風営適正化法第20条第5項の規定による遊技機の認定又は検定の事務委託 (8) 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「遊技機規則」という。）第7条の2第1項の規定による確認 (9) 遊技機規則第7条の2第3項の規定による確認証明書の交付 (10) 遊技機規則第7条の2第7項の規定による確認の取消しの通知 (11) 遊技機規則第7条の3の規定による遊技機の検定申請に係る補正の要求 (12) 風営適正化法第20条第4項の規定による遊技機の検定 (13) 遊技機規則第9条第1項の規定による検定の通知 (14) 遊技機規則第9条第1項の規定による検定の公示 (15) 遊技機規則第9条第2項の規定による規格不適合の検定通知 (16) 遊技機規則第11条第2項第4号の規定による報告の要求 (17) 遊技機規則第11条第2項第5号の規定による検査の実施の決定 (18) 遊技機規則第11条第3項の規定による弁明の機会の付与の通知 (19) 遊技機規則第11条第4項の規定による検定の取消しの通知 (20) 遊技機規則第11条第4項の規定による検定の取消しの公示 (21) 風営適正化法第24条第6項（風営適正化法31条の23において準用する場合を含む。）の規定による管理者の講習の開催 (22) 風営適正化法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項並びに第35条の4第1項及び第4項第1号の規定による指示 (23) 風営適正化法第31条の6第1項、第31条の11第1項、第31条の21第1項及び第35条の4第3項の規定による処分移送通知書の送付 (24) 風営適正化法第31条の6第2項、第31条の11第2項、第31条の21第2項及び第35条の4第4項の規定による処分移送通知書の受理 (25) 風営適正化法第31条の9第2項の規定による勧告 (26) 風営適正化法第31条の9第3項の規定による協議 (27) 風営適正化法第31条の10及び第31条の11第2項第2号の規定による措置命令 (28) 風営適正化法第37条第1項の規定による報告又は資料の提出要求 (29) 風営施行規則第110条の規定による風俗環境保全協議会の委員の委嘱（委員で
---------------------------------	--

ある風俗営業の営業所の管理者等の交替に伴い交替後の当該営業所の管理者等に委嘱する場合に限る。)

- (30) 風俗環境保全協議会に関する規則第3条第3項の規定による風俗環境保全協議会の委員の解嘱(委員である風俗営業の営業所の管理者等の交替に伴い解嘱する場合及び委員からの辞任の申出に伴い解嘱する場合に限る。)
- (31) 風俗環境浄化協会等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第3号。以下「協会規則」という。)第1条第1項の規定による風俗環境浄化協会(以下「協会」という。)の指定申請書の受理
- (32) 協会規則第3条第1項の規定による協会の名称等の変更届出の受理
- (33) 協会規則第5条第1項及び第2項の規定による報告等の受理
- (34) 協会規則第5条第3項の規定による報告又は資料の提出要求
- (35) 協会規則第9条第4項の規定による協会規則第9条第1項の規定による届出した風俗環境浄化協力団体に対する助言、指導その他の措置
- (36) 風営適正化法第41条第2項の規定による聴聞の公示
- (37) 風営適正化法第41条の3第1項の規定による報告
- (38) 風営適正化法第41条の3第1項の規定による通報の受理
- (39) 風営適正化法第41条の3第2項の規定による通報
- (40) 風営適正化法第41条の3第2項の規定による通報の受理
- (41) 風営適正化法第42条の規定による飲食店営業等の停止の通知
- (42) 風営適正化法第44条第2項の規定による風俗営業者の団体等に対する助言、指導その他の措置
- (43) 京都府風俗案内所の規制に関する条例(平成22年京都府条例第22号。以下「風俗案内所条例」という。)第12条第1項の規定による指示
- (44) 風俗案内所条例第14条の規定による建物所有者等に対する協力依頼
- (45) 古物営業法第6条第2項の規定による許可の取消しの公示
- (46) 古物営業法第8条の2第1項の規定による自動公衆送信による供覧
- (47) 古物営業法第8条の2第2項の規定による変更事項の補正
- (48) 古物営業法第21条の5第1項又は第21条の6第1項の規定による古物競りあつせん業に係る業務実施方法の認定
- (49) 古物営業法第23条第1項又は第2項の規定による指示
- (50) 古物営業法第25条第2項の規定による聴聞の期日及び場所の公示
- (51) 古物営業法第26条の規定による情報の提供
- (52) 古物営業法第27条第2項の規定による主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会への通報及び通報の受理
- (53) 古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第12条第1項の規定による行商従業者証又は標識の承認
- (54) 古物営業法施行規則第12条第2項の規定による承認又は承認の取消しの公示
- (55) 古物営業法施行規則第19条の7第1項(同規則第19条の12において準用する場合を含む。)の規定による古物競りあつせん業に係る認定の通知及び公示
- (56) 古物営業法施行規則第19条の7第2項(同規則第19条の12において準用する場

- 合を含む。)の規定による古物競りあつせん業に係る不認定の通知
- (57) 古物営業法施行規則第19条の10第2項(同規則第19条の14第2項において準用する場合を含む。)の規定による古物競りあつせん業に係る認定取消しの公示
- (58) 行商従業者証等の様式の承認に関する規程(平成7年国家公安委員会告示第7号。以下「行商従業者証等承認規程」という。)第2条の規定による承認申請書(作成した行商従業者証又は標識を京都府の区域内に限って利用させようとするものに限る。)の受理
- (59) 行商従業者証等承認規程第5条の規定による資料の提出要求
- (60) 行商従業者証等承認規程第7条の規定による承認の取消しの通知
- (61) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)第8条第4項の規定による国家公安委員会への通知
- (62) 犯罪収益移転防止法第15条の規定による古物営業法第2条第1項の古物である貴金属等の売買の業務を行う古物商及び質屋営業法(昭和25年法律第158号)第19条第1項の流質物である貴金属等の売却の業務を行う質屋(以下「特定古物商等」という。)に対する報告又は資料の提出要求
- (63) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第33条第2項の規定による身分証明書の発行
- (64) 犯罪収益移転防止法第17条の規定による特定古物商に対する指導、助言及び勧告
- (65) 犯罪収益移転防止法第18条の規定による特定古物商に対する是正命令
- (66) 質屋営業法(昭和25年法律第158号)第27条の規定による当該公安委員会への通知及び当該公安委員会からの通知の受理
- (67) 質屋営業法第26条第2項の規定による聴聞の期日及び場所の公示
- (68) 営業所の所在地を管轄する警察署が2以上にわたる質屋営業法第28条第5項の規定による質契約終了行為を行う営業所の承認
- (69) 警備業法第4条の規定による認定
- (70) 警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号。以下「警備業規則」という。)第4条第2項の規定による医師の診断の要求
- (71) 警備業規則第39条第3項の規定による兼任申請の承認
- (72) 警備業法第22条第2項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の交付
- (73) 警備業法第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習(以下「指導教育責任者講習」という。)の開催
- (74) 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第2条の規定による指導教育責任者講習の公示
- (75) 講習規則第3条第4号の規定による知識及び能力の認定
- (76) 講習規則第7条第1項の規定による指導教育責任者講習修了証明書の交付
- (77) 警備業法第22条第2項第2号の規定による警備員の指導及び教育に関する知識及び能力の認定

- (78) 警備業法第22条第8項の規定による警備員指導教育責任者に対する警備員の指導及び教育に関する講習（以下「現任指導教育責任者講習」という。）の開催
- (79) 警備業法第23条第1項の規定による検定の実施
- (80) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）第6条第3項の規定による実技試験を行う警察職員の指定
- (81) 検定等規則第7条の規定による検定の公示
- (82) 検定等規則第8条第2号の規定による1級検定受検資格の認定
- (83) 検定等規則第11条の規定による成績証明書の交付
- (84) 警備業法第23条第4項の規定による合格証明書の交付
- (85) 警備業規則第60条の規定による兼任申請の承認
- (86) 警備業法第42条第2項の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付
- (87) 警備業法第42条第2項第1号の規定による機械警備業務管理者講習の開催
- (88) 警備業法第42条第2項第2号の規定による機械警備業務の管理に関する知識及び能力の認定
- (89) 講習規則第12条第1項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の交付
- (90) 講習規則第13条において準用する講習規則第2条の規定による機械警備業務管理者講習の公示
- (91) 警備業規則第63条第2項において準用する警備業法第42条第3項の規定による医師の診断の要求
- (92) 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年京都府公安委員会規則第2号）第2条の規定による特例申請の承認
- (93) 警備業法第46条の規定による報告又は資料の徴収
- (94) 警備業法第48条の規定による警備業者に対する指示
- (95) 警備業法第50条第2項の規定による聴聞の公示
- (96) 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査の実施
- (97) 検定等規則附則第8条第2項において準用する検定等規則第6条第3項の規定による実技試験を行う警察職員の指定
- (98) 検定等規則附則第9条の規定による審査の公示
- (99) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）第13条の規定による報告又は資料の提出の要求
- (100) 探偵業法第14条の規定による探偵業者に対する指示
- (101) 防犯登録規則第1条第1項第2号の規定による登録事項の通知の受理
- (102) 防犯登録規則第2条第1項の規定による申請書の受理
- (103) 防犯登録規則第3条第1項の規定による変更の届出の受理
- (104) 防犯登録規則第3条第2項の規定による変更の申請の受理
- (105) 防犯登録規則第5条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の受理
- (106) 防犯登録規則第5条第2項の規定による事業報告書及び収支決算書の受理
- (107) 防犯登録規則第6条の規定による報告又は資料の提出の要求
- (108) 防犯登録規則第8条の規定による登録業務の休止又は廃止の申請の受理

- (109) 防犯登録規則第10条の規定による登録業務の廃止等に伴う措置
- (110) 防犯登録規則第11条第1項及び第2項の規定による公示
- (111) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「出会い系サイト規制法」という。）第13条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する指示
- (112) 出会い系サイト規制法第15条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書の送付又は受理
- (113) 出会い系サイト規制法第15条第2項第1号の規定による指示
- (114) 出会い系サイト規制法第16条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する報告又は資料の提出要求
- (115) 出会い系サイト規制法第17条第1項の規定による国家公安委員会への報告及び通報の受理
- (116) 出会い系サイト規制法第17条第2項の規定による通報
- (117) 出会い系サイト規制法第17条第2項の規定による通報の受理
- (118) 出会い系サイト規制法第20条の規定による登録誘引情報提供機関に対する情報の提供
- (119) 銃刀法第4条第1項及び第5項並びに第6条第1項の規定による所持許可（ライフル銃等に係る申請であり、かつ、申請人が現にライフル銃等のいずれかの所持許可を受けている場合に限る。）
- (120) 銃刀法第4条第1項及び第5項並びに第6条第1項の規定による所持許可（クロスボウ（銃刀法第4条第1項第2号の2のクロスボウを除く。）に係る申請であり、かつ、申請人が現にクロスボウの所持許可を受けている場合に限る。）
- (121) 銃刀法第4条第2項の規定による許可条件の付与及び当該許可条件の変更（ライフル銃等又はクロスボウ（銃刀法第4条第1項第2号の2のクロスボウを除く。）に係るものに限る。）
- (122) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「銃刀規則」という。）第12条第2項の規定による推薦の取消通知の受理
- (123) 銃刀法第4条の3第1項（銃刀法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による認知機能検査の実施
- (124) 銃刀法第4条の3第2項の規定による医師の診断書の提出の命令
- (125) 銃刀法第5条の3第1項の規定による猟銃等講習会の開催
- (126) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「銃刀令」という。）第17条第2項の規定による猟銃等講習会の開催の公表
- (127) 銃刀法第5条の3第2項の規定による猟銃等講習会の講習修了証明書の交付
- (128) 銃刀法第5条の3第4項（銃刀法第9条の14第3項において準用する場合を含む。）の規定による猟銃等講習会又は年少射撃資格講習会の開催に関する事務の一部委託
- (129) 銃刀法第5条の3の2第1項の規定によるクロスボウ講習会の開催
- (130) 銃刀令第19条の2第2項の規定によるクロスボウ講習会の開催の公表
- (131) 銃刀法第5条の3の2第2項の規定によるクロスボウ講習会の講習修了証明書

の交付

- (132) 銃刀法第5条の3の2第4項の規定によるクロスボウ講習会の開催に関する事務の一部委託
- (133) 銃刀法第5条の4第1項の規定による技能検定の実施
- (134) 銃刀法第5条の4第2項の規定による合格証明書の交付
- (135) 銃刀法第5条の5第1項の規定による講習の実施
- (136) 銃刀法第5条の5第2項の規定による技能講習修了証明書の交付
- (137) 銃刀法第5条の5第4項の規定による講習に関する事務の一部委託
- (138) 銃刀法第8条第9項（銃刀法第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第12項、第11条の2第6項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による売却又は廃棄
- (139) 銃刀法第9条の2第1項の規定による指定射撃場の指定
- (140) 銃刀法第9条の3第1項の規定による猟銃等射撃指導員の指定
- (141) 銃刀法第9条の3の2第1項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定
- (142) 銃刀法第9条の4第1項の規定による教習射撃場の指定
- (143) 銃刀法第9条の5第2項又は第9条の10第2項の規定による射撃教習資格又は射撃練習資格の認定
- (144) 銃刀法第9条の9第1項の規定による練習射撃場の指定
- (145) 銃刀法第9条の13第1項の規定による年少射撃教習の認定
- (146) 銃刀法第9条の14第1項の規定による年少射撃資格講習会の開催
- (147) 銃刀法第9条の14第2項の規定による年少射撃資格講習修了証明書の交付
- (148) 銃刀令第29条第1項の規定による年少射撃資格講習会開催の公表
- (149) 銃刀法第9条の16第1項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定
- (150) 銃刀規則第82条の4の規定による危害防止上有効な措置の認定
- (151) 銃刀法第10条の6第1項及び第27条の2第1項の規定による必要な報告要求
- (152) 銃刀法第10条の9第1項及び第2項の規定による指示
- (153) 銃刀法第12条第1項の規定による聴聞の期日及び場所の公示
- (154) 銃刀法第12条の3の規定による医師の診断の命令
- (155) 銃刀法第28条の2第1項に規定する猟銃安全指導委員の資格要件の審査
- (156) 銃刀法第28条の2第1項に規定する猟銃安全指導委員に対する委嘱書の交付
- (157) 猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）第2条第2項の規定による猟銃安全指導委員の氏名及び連絡先を周知させるための措置
- (158) 銃刀法第28条の2第3項の規定による猟銃安全指導委員に対する情報の提供
- (159) 銃刀法第28条の2第6項の規定による研修の実施
- (160) 猟銃安全指導委員規則第6条の規定による身分証明書の発給及び腕章の交付
- (161) 銃刀法第29条第1項の規定による申出の受理
- (162) 火取令第4条の規定による当該公安委員会への通知及び当該公安委員会からの通知の受理
- (163) 火取法第52条第1項の規定による意見聴取の受理及び回答。ただし、火取令第13条第1項第3号の規定によるものを除く。

- (164) 火取法第52条第2項及び第3項の規定による通報の受理
- (165) 火取法第52条第4項の規定による措置の要請。ただし、重要なものを除く。
- (166) 武器等製造法（昭和28年法律第 145号）第28条の規定による通報の受理
- (167) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第 204号）第74条第1項の規定による通報の受理
- (168) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第 166号。以下「原子炉等規制法」という。）第59条第5項の規定による核燃料物質等運搬届出書の受理及び核燃料物質等運搬証明書の交付
- (169) 原子炉等規制法第59条第6項の規定による指示
- (170) 原子炉等規制法第59条第7項の規定による指示の内容の記載
- (171) 原子炉等規制法第67条第1項の規定による報告の徴収
- (172) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第 324号。以下「原子炉規制法施行令」という。）第51条第1項の規定による運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合における措置
- (173) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第 167号）第18条第5項の規定による放射性同位元素等運搬届出の受理
- (174) 放射性同位元素等の規制に関する法律第18条第6項の規定による指示
- (175) 放射性同位元素等の規制に関する法律第42条第1項の規定による報告の徴収
- (176) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第 259号）第18条の規定による運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合における措置
- (177) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号。以下「化学兵器禁止法」という。）第17条第1項の規定による特定物質の運搬届出の受理及び届出を証明する文書（以下「特定物質運搬証明書」という。）の交付
- (178) 化学兵器禁止法第17条第2項の規定による指示
- (179) 化学兵器禁止法第17条第3項の規定による指示の内容の記載
- (180) 化学兵器禁止法第32条第1項の規定による報告の徴収
- (181) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第 192号。以下「化学兵器禁止法施行令」という。）第3条の5第1項の規定による運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合における措置
- (182) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号。以下「感染症予防法」という。）第56条の27第1項の規定による運搬の届出の受理及び届出を証明する文書（以下「届出対象病原体等運搬証明書」という。）の交付
- (183) 感染症予防法第56条の27第2項の規定による指示
- (184) 感染症予防法第56条の27第3項の規定による指示の内容の記載
- (185) 感染症予防法第56条の30の規定による報告の徴収
- (186) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第 420号。以下「感染症予防法施行令」という。）第24条第1項の規定による運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合における措置

人身安全対策課長	(1) 家出人、迷い人、行方不明者、行旅病人等の手配及び手配解除 (2) ストーカー規制法第4条第1項の規定による警告の申出の受理及び警告の実施 (3) ストーカー規制法第4条第3項の規定による通知 (4) ストーカー規制法第4条第4項の規定による通知 (5) ストーカー規制法第5条第1項の規定による禁止命令等の申出の受理 (6) ストーカー規制法第5条第3項の規定による禁止命令等の申出の受理 (7) ストーカー規制法第5条第4項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による意見の聴取の通知 (8) ストーカー規制法第5条第4項において準用する行政手続法第15条第3項（行政手続法第22条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公示 (9) ストーカー規制法第5条第4項において準用する行政手続法第16条第4項（行政手続法第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格喪失の届出の受理 (10) ストーカー規制法第5条第4項において準用する行政手続法第18条第3項の規定による文書等の閲覧の日時及び場所の指定 (11) ストーカー規制法第5条第6項（ストーカー規制法第5条第10項において準用する場合を含む。）の規定による通知 (12) ストーカー規制法第5条第7項（ストーカー規制法第5条第10項において準用する場合を含む。）の規定による通知 (13) ストーカー規制法第5条第9項の規定による禁止命令等の有効期間に係る延長の処分申出の受理 (14) ストーカー規制法第5条第11項の規定による送達（口頭でする場合を含む。） (15) ストーカー規制法第7条第1項の規定による援助の申出の受理及び援助の実施 (16) ストーカー規制法第7条第2項の規定による援助のための関係行政機関又は関係ある公私の団体との連携 (17) ストーカー規制法第7条第3項の規定による被害防止措置 (18) ストーカー規制法第13条第1項の規定による報告又は資料の提出要求 (19) ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告又は資料の提出要求 (20) ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号。以下「ストーカー規制法施行規則」という。）第7条の規定による通知 (21) 意見の聴取規則第8条第1項の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更の決定 (22) 意見の聴取規則第8条第2項の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更の申出の受理 (23) 意見の聴取規則第8条第3項の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更の通知 (24) 意見の聴取規則第9条第1項の規定による文書閲覧請求書の受理 (25) 意見の聴取規則第9条第2項の規定による文書の閲覧の許可 (26) 意見の聴取規則第9条第2項の規定による文書の閲覧の日時及び場所の通知 (27) 意見の聴取規則第11条第1項の規定による意見の聴取の審理を公開する旨の通
----------	---

	知並びに意見の聴取の期日及び場所の公示 (28) 意見の聴取規則第18条第1項の規定による意見の聴取調書等閲覧請求書の受理 (29) 意見の聴取規則第18条第2項の規定による意見の聴取調書等の閲覧の許可 (30) 意見の聴取規則第18条第2項の規定による意見の聴取調書等の閲覧の日時及び場所の通知 (31) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第8条の2の規定による援助の申出の受理及び援助の実施 (32) 所管に属する軽易な犯罪の捜査指揮及び処理 (33) 所管に属する指名犯人の手配、手配解除及び身柄の授受
少年課長	(1) 問題少年の資質の鑑別 (2) 所管に属する軽易な犯罪の捜査指揮及び処理 (3) 所管に属する犯罪少年等の手配、手配解除及び身柄の授受 (4) 風営適正化法第38条第1項に規定する少年指導委員の資格要件の審査 (5) 風営適正化法第38条第1項に規定する少年指導委員に対する委嘱書の交付 (6) 少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「指導委員規則」という。）第2条第2項の規定による少年指導委員の氏名及び連絡先を周知させるための措置 (7) 風営適正化法第38条第5項の規定による研修の実施 (8) 指導委員規則第8条の規定による解嘱理由の通知 (9) 風営適正化法第38条の2第4項の規定による身分証明書の発給
生活保安課長	(1) 風俗案内所条例第14条の規定による建物所有者等に対する協力依頼 (2) 所管に属する軽易な犯罪の捜査指揮及び処理 (3) 所管に属する指名犯人の手配、手配解除及び身柄の授受
地域課長	(1) 騎馬隊の派遣要請に対する承認 (2) 京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成26年京都府条例第7号）第8条第2項の規定による京都府知事への意見の陳述
機動警ら課長	警ら用無線自動車の運用

刑事企画課長	(1) 所属に属する軽易な刑法犯罪並びに特別法令違反の捜査指揮及び処理 (2) 所管に属する指名犯人の手配、手配解除及び身柄の授受
捜査第一課長	(1) 所管に属する軽易な刑法犯罪の捜査指揮及び処理 (2) 所管に属する指名犯人の手配、手配解除及び身柄の授受
捜査第二課長	(1) 所管に属する軽易な刑法犯罪及び特別法令違反の捜査指揮及び処理 (2) 所管に属する指名犯人の手配、手配解除及び身柄の授受
捜査第三課長	(1) 所管に属する軽易な刑法犯罪の捜査指揮及び処理 (2) 所管に属する指名犯人の手配、手配解除及び身柄の授受 (3) 移動警察の勤務命令
捜査第四課長	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第23条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定による都道府県知事（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき指定都市及び中核市の長が意見聴取を行うときは、当該市長。以下この号及び次号において同じ。）からの意見聴取の受理及び都道府県知事への意見陳述 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の 4 の規定による都道府県知事への意見陳述 (3) 貸金業法第44条の 2 第 1 項の規定による都道府県知事からの意見聴取の受理及び都道府県知事への意見陳述 (4) 貸金業法第44条の 2 第 3 項の規定による都道府県知事からの意見聴取の受理（意見陳述事由に係るものに限る。）及び都道府県知事への意見陳述（意見陳述事由に

係るものに限る。)

- (5) 貸金業法第44条の3の規定による都道府県知事への意見陳述（意見陳述事由に係るものに限る。)
- (6) 暴対法第5条第2項（暴対法第15条の2第8項及び第9項並びに第30条の8第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取に係る通知及び公示
- (7) 暴対法第7条第1項（暴対法第8条第7項、暴対法第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の公示
- (8) 暴対法第7条第3項（暴対法第8条第7項、暴対法第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の通知
- (9) 暴対法第13条の規定による申出の受理及び援助を行う旨の決定
- (10) 暴対法第14条第1項の規定による援助を行う旨の決定
- (11) 暴対法第14条第3項の規定による通知
- (12) 暴対法第15条第4項の規定による標章の貼付け
- (13) 暴対法第15条第5項の規定による標章の除去
- (14) 暴対法第15条の2第5項の規定による標章の貼付け
- (15) 暴対法第15条の2第6項の規定による標章の除去
- (16) 暴対法第28条第1項の規定による援護等の措置を行う旨の決定（定型的なものを除く。)
- (17) 暴対法第30条の11第3項の規定による標章の貼付け（暴対法第35条第1項の規定に係るものを除く。)
- (18) 暴対法第30条の11第4項の規定による標章の除去（暴対法第35条第1項の規定に係るものを除く。)
- (19) 暴対法第33条第1項後段の規定による立入りの実施の決定
- (20) 暴対法第34条第2項（暴対法第35条第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取に係る通知及び公示
- (21) 暴対法第36条第1項の規定による報告
- (22) 暴対法第36条第3項の規定による報告
- (23) 暴対法第36条第4項の規定による協力の要求（定型的なものに限る。)
- (24) 暴対規則第17条第1項の規定による責任者の選任の届出の受理
- (25) 暴対規則第19条第2項の規定による責任者講習受講申込書の受理
- (26) 暴対規則第19条第3項の規定による受講修了書の交付
- (27) 暴対規則第21条第2項及び第30条第2項の規定による指定期限延長通知書の送達
- (28) 暴対規則第21条の5及び第32条の2の規定による指定通知書の送達
- (29) 暴対規則第21条の8及び第32条の5の規定による警戒区域変更通知書の送達
- (30) 暴対規則第21条の11及び第32条の9の規定による指定取消通知書の送達
- (31) 暴対規則第35条第2項（意見聴取規則第35条第2項において準用する場合を含

- む。)の規定による提出資料目録の写しの交付
- (32) 暴対規則第35条第3項（意見聴取規則第35条第2項において準用する場合を含む。）の規定による提出資料の返還
- (33) 暴対規則第36条第2項に規定する証明書の発給
- (34) 暴対規則第37条の規定による移送通知書の送付
- (35) 暴対規則第42条の規定による主たる事務所決定通報書の受理
- (36) 暴対規則第45条第1号に規定する中止命令書の送達
- (37) 暴対規則第45条第2号に規定する再発防止命令書の送達
- (38) 暴対規則第45条第3号に規定する指示書の送達
- (39) 暴対規則第45条第4号に規定する事務所使用制限命令書の送達
- (40) 暴対規則第45条第5号に規定する命令期限延長通知書の送達
- (41) 暴対規則第45条第6号に規定する少年脱退措置命令書の送達
- (42) 暴対規則第45条第7号に規定する請求妨害防止命令書の送達
- (43) 暴対規則第45条第8号に規定する賞揚等禁止命令書の送達
- (44) 暴対規則第45条第9号に規定する用心棒行為等防止命令書の送達
- (45) 暴対規則第45条第10号に規定する再発防止仮命令書の送達
- (46) 暴対規則第45条第11号に規定する事務所使用制限仮命令書の送達
- (47) 暴対規則第45条第12号に規定する請求妨害防止仮命令書の送達
- (48) 暴対規則第45条第13号に規定する賞揚等禁止仮命令書の送達
- (49) 暴対規則第45条第14号に規定する用心棒行為等防止仮命令書の送達
- (50) 暴対規則第47条第3項（意見聴取規則第41条第2項において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成
- (51) 意見聴取規則第9条第1項の規定による代理人選任届出書の受理
- (52) 意見聴取規則第10条第1項の規定による補佐人の出席許可申請の受理
- (53) 意見聴取規則第10条第2項の規定による補佐人の出席許可の通知
- (54) 意見聴取規則第11条の2第1項の規定による申請書の受理
- (55) 意見聴取規則第11条の2第2項の規定による通知
- (56) 意見聴取規則第12条第2項の規定による申出書の受理
- (57) 意見聴取規則第12条第3項の規定による出席要求の通知
- (58) 意見聴取規則第14条第1項から第5項までの規定による意見聴取通知書の送達
- (59) 意見聴取規則第16条第1項の規定による意見聴取の期日又は場所の変更の申出の受理
- (60) 意見聴取規則第16条第3項の規定による意見聴取の期日又は場所の変更の決定の通知及び公示
- (61) 意見聴取規則第17条第2項の規定による陳述書の受理
- (62) 意見聴取規則第23条第2項の規定による意見聴取続行通知書の送達及び公示
- (63) 意見聴取規則第27条の規定による証拠書類等の受理
- (64) 意見聴取規則第28条の規定による物件の提出要求
- (65) 意見聴取規則第34条第2項の規定による証拠調の日時及び場所の通知
- (66) 意見聴取規則第35条第1項の規定による提出物目録の作成

- (67) 意見聴取規則第38条の規定による書類の作成及び供覧
- (68) 意見聴取規則第40条第2項の規定による通知及び公示
- (69) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第43条の2の規定による都道府県知事（特定非営利活動促進法の規定に基づき指定都市の長が意見聴取を行うときは、当該市長。以下この号から第71号までにおいて同じ。）からの意見聴取の受理及び都道府県知事への意見陳述
- (70) 特定非営利活動促進法第43条の3の規定による都道府県知事への意見陳述
- (71) 特定非営利活動促進法第48条の規定による都道府県知事からの意見聴取の受理及び都道府県知事への意見陳述
- (72) 特定非営利活動促進法第65条第7項の規定による都道府県知事からの意見聴取の受理及び都道府県知事への意見陳述
- (73) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第125条第1項及び第2項の規定による都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、当該市長。以下この号及び次号において同じ。）からの意見聴取の受理及び都道府県知事への意見陳述
- (74) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第126条の規定による都道府県知事への意見陳述
- (75) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第28条第5項の規定による都道府県知事からの意見聴取の受理及び都道府県知事への意見陳述
- (76) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第31条の規定による都道府県知事への意見陳述
- (77) 京都府暴力団暴排条例（平成22年京都府条例第23号。以下「暴排条例」という。）第9条の規定による暴力団排除のための施策を講じる市町村に対する情報提供、助言その他の協力（当該市町村から意見を聴かれたものに限る。）
- (78) 暴排条例第14条第3項の規定による報告又は資料の提出の求め
- (79) 暴排条例第22条第1項の規定による説明又は資料の提出の求め
- (80) 暴排条例第22条第2項の規定による立入検査の実施
- (81) 暴力団排除を講じる事務及び事業並びに誓約書に関する規則（平成23年京都府規則第16号）第1条第2項の規定による京都府知事からの意見聴取の受理及び京都府知事への意見陳述
- (82) 京都府暴力団排除条例施行規則（平成23年京都府公安委員会規則第5号。以下「暴排規則」という。）第3条の規定による京都府知事への意見陳述
- (83) 暴排規則第7条第2項に規定する再発防止命令書の交付
- (84) 暴排規則第9条第1項の規定による説明・資料提出要求書の交付
- (85) 暴排規則第9条第4項の規定による説明・資料提出書の受理
- (86) 暴排規則第10条第1項の規定による提出期限等の変更
- (87) 暴排規則第10条第2項の規定による提出期限等変更申出書の受理
- (88) 暴排規則第10条第3項の規定による提出期限等決定通知書の送付
- (89) 暴排規則第11条第2項に規定する証明書の発給

	(90) 暴排規則第12条の規定による勧告書の交付 (91) 暴排規則第13条第1項の規定による事実報告書の受理 (92) 暴排規則第13条第2項の規定による誓約書の受理 (93) 暴排規則第15条第1項の規定による証拠書類等の受理 (94) 暴排規則第15条第2項の規定による意見聴取通知書の送付 (95) 暴排規則第16条第1項の規定による意見聴取期日等の変更 (96) 暴排規則第16条第2項の規定による意見聴取期日・場所変更申出書の受理 (97) 暴排規則第16条第3項の規定による意見聴取期日・場所変更通知書の送付 (98) 暴排規則第17条第1項の規定による意見聴取主宰者の指名 (99) 所管に属する軽易な刑法犯罪及び特別法令違反の捜査指揮及び処理 (100) 所管に属する指名犯人の手配、手配解除及び身柄の授受
捜査第五課長	(1) 所管に属する軽易な刑法犯罪及び特別法令違反の捜査指揮及び処理 (2) 所管に属する指名犯人の手配、手配解除及び身柄の授受 (3) 京都府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成26年京都府公安委員会規則第14号）第3条に規定する証明書の発給
犯罪情報分析課長	(1) 犯罪統計事務取扱いに関する訓令（昭和46年京都府警察本部訓令第19号）に基づく犯罪統計資料の収集、整理及び分析 (2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）第33条第2項の規定による身分証明書の発行
鑑識課長	(1) 犯罪捜査上の鑑識及び鑑定 (2) 所管に属する手配及び手配解除 (3) 海外渡航者等に対する犯罪経歴証明書の発給
科学捜査研究所	科学捜査についての研究並びに法医学等を応用する鑑定及び検査

長	
交 通 企 画 課 長	(1) 道交規則第5条の4第1項の規定による遠隔操作型小型車使用届出書の受理 (2) 道交法第15条の3第3項の規定による届出番号等の通知 (3) 道交法第15条の5第1項の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する資料の提出要求又は立入り、検査若しくは質問の下命 (4) 道交法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示 (5) 道交法第75条の2の2第1項の規定による報告又は資料の提出要求 (6) 道交法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可 (7) 道交法第75条の12第2項の規定による特定自動運行許可申請書の受理 (8) 道交規則第9条の19第1項の規定による特定自動運行許可証の交付 (9) 道交規則第9条の19第2項の規定による再交付申請書の受理 (10) 道交規則第9条の21第2項の規定による法第75条の12第1項の許可に係る審査に必要な資料の提出要求及び必要事項の制定の要求 (11) 道交規則第9条の22の規定による法第75条の12第1項の許可に係る意見の聴取 (12) 道交法第75条の13第1項の規定による特定自動運行計画の審査（道交法第75条の16第2項において準用する場合を含む。） (13) 道交法第75条の13第2項の規定による国土交通大臣及び市町村の長からの意見聴取（道交法第75条の16第2項において準用する場合を含む。） (14) 道交法第75条の15第1項の規定による許可条件の付与（道交法第75条の16第2項において準用する場合を含む。） (15) 道交法第75条の15第2項の規定による許可条件の変更又は新たな条件の付与（道交法第75条の16第2項において準用する場合を含む。） (16) 道交規則第9条の23第1項の規定による特定自動運行計画変更許可申請書の受理 (17) 道交規則第9条の23第3項の規定による法第75条の16第1項の許可をした際の特定自動運行実施者に対する通知、返納許可証の受理及び許可証の再交付 (18) 道交規則第9条の25第3項の規定による法第75条の16第3項又は第4項の届出があった場合の必要な特定自動運行変更許可証の書換え (19) 道交法第75条の16第3項の規定による特定自動運行計画の軽微な変更等の届出の受理 (20) 道交法第75条の16第4項の規定による特定自動運行を行う者等の氏名等の変更の届出の受理 (21) 道交法第75条の17の規定による特定自動運行の許可の公示 (22) 道交法第75条の25第1項の規定による報告若しくは資料の提出要求又は立入り、検査若しくは質問の下命 (23) 道交法第75条の25第4項の規定による照会又は協力要請 (24) 道交法第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する指示 (25) 道交法第75条の26第2項の規定による運送事業を監督する行政庁からの意見聴取（道交法第75条の27第2項において準用する場合を含む。）

- (26) 道交規則第9条の33の規定による許可の取消し又は効力の停止に係る通知
- (27) 道交法第75条の27第3項の規定による特定自動運行の許可の取消しの公示
- (28) 道交法第75条の28第3項の規定による警察署長からの報告の受理
- (29) 道交法第75条の29の規定による国家公安委員会への報告及び通報の受理
- (30) 道交規則第9条の38第1項及び第3項の規定による許可証の返納の受理
- (31) 道交規則第9条の38第4項の規定による許可証の返納の受理時の公示
- (32) 道交法第108条の2第1項第1号の規定による安全運転管理者等に対する講習の実施
- (33) 道交法第108条の2第1項第15号の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習の実施
- (34) 道交法第108条の3の5第1項の規定による特定小型原動機付自転車自転車運転者講習の受講命令
- (35) 自動車等の運転者等に対する講習等実施規則（昭和61年京都府公安委員会規則第7号。以下「講習等実施規則」という。）第62条の12の6の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書の徴収
- (36) 講習等実施規則第62条の12の7第1項の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の交付
- (37) 講習等実施規則第62条の12の7第2項の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の再交付
- (38) 講習等実施規則第62条の12の8第1項の規定による他の都道府県公安委員会に対する特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の決定の通知
- (39) 講習等実施規則第62条の12の8第2項の規定による他の都道府県公安委員会に対する特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令書の交付の依頼
- (40) 講習等実施規則第62条の12の9第1項の規定による他の都道府県公安委員会に対する特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令書の交付の通知
- (41) 講習等実施規則第62条の12の9第2項の規定による他の都道府県公安委員会に対する特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令書の返送
- (42) 道交法第108条の2第1項第16号の規定による自転車運転者講習の実施
- (43) 道交法第108条の3の5第2項の規定による自転車運転者講習の受講命令
- (44) 講習等実施規則第62条の16の2の規定による自転車運転者講習受講命令書受領書の徴収
- (45) 講習等実施規則第62条の17第1項の規定による自転車運転者講習終了証書の交付
- (46) 講習等実施規則第62条の17第2項の規定による自転車運転者講習終了証書の再交付
- (47) 講習等実施規則第62条の18第1項の規定による他の都道府県公安委員会に対する自転車運転者講習の受講命令の決定の通知
- (48) 講習等実施規則第62条の18第2項の規定による他の都道府県公安委員会に対する自転車運転者講習の受講命令書の交付の依頼
- (49) 講習等実施規則第62条の19第1項の規定による他の都道府県公安委員会に対す

- る自転車運転者講習の受講命令書の交付の通知
- (50) 講習等実施規則第62条の19第2項の規定による他の都道府県公安委員会に対する自転車運転者講習の受講命令書の返送
- (51) 道交法第108条の3の6の規定による国家公安委員会への報告及び通報の受理
- (52) 道交法第108条の14第4項の規定による交通事故調査分析センターからの研究成果等の提供の受理
- (53) 道交法第108条の26第1項の規定による関係機関等への情報提供、助言及び指導
- (54) 道交法第108条の26第2項の規定による地方公共団体の長に対する情報の提供
- (55) 道交法第108条の27の規定による交通安全教育の実施
- (56) 道交法第108条の30第3項の規定による協議会からの意見の申出の受理及び処理
- (57) 道交法第108条の32の2第1項の規定による運転免許取得者等教育の認定に係る申請書の受理（運転免許試験課長の専決事務に係るものを除く。）る申請書の受理（運転免許試験課長の専決事務に係るものを除く。）
- (58) 道交法第108条の32の2第2項の規定による運転免許取得者等教育の認定の公示（運転免許試験課長の専決事務に係るものを除く。）示（運転免許試験課長の専決事務に係るものを除く。）
- (59) 道交法第108条の32の2第4項において準用する道交法第98条第3項の規定による運転免許取得者等教育を行う者に対する指導又は助言（運転免許試験課長の専決事務に係るものを除く。）
- (60) 道交法第108条の32の2第4項において準用する道交法第98条第4項の規定による運転免許取得者等教育に係る自動車安全運転センターに対する配慮の要請（運転免許試験課長の専決事務に係るものを除く。）
- (61) 道交法第108条の32の2第4項において準用する道交法第98条第5項の規定による運転免許取得者等教育を行う者に対する報告又は資料の提出の要求（運転免許試験課長の専決事務に係るものを除く。）
- (62) 道交規則第9条の9第1項第2号及び同条第2項第2号の規定による自動車の運転の管理に関する能力の認定
- (63) 推進委員規則第1条第2項の規定による推進委員の氏名及び連絡先を周知させるための措置
- (64) 推進委員規則第6条の規定による推進委員に対する身分証明書の発給
- (65) 推進委員規則第8条第1項の規定による推進委員に対する講習の実施
- (66) 推進委員規則第9条の規定による推進委員に対する指導の実施（警察署長の専決事務に係るものを除く。）
- (67) 推進委員規則第14条の規定による地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）に対する報告又は資料の提出要求
- (68) 推進委員規則第15条の規定による協議会に対する運営の改善の勧告
- (69) センター規則第1条第1項の規定による府センターの指定申請書の受理
- (70) センター規則第3条第1項の規定による名称等の変更事前届出の受理

- (71) センター規則第3条第2項の規定による府センターの名称等の変更の公示
- (72) センター規則第3条第3項の規定による指定申請書添付書類の変更届出の受理
- (73) センター規則第7条第1項及び第2項の規定による報告等の受理
- (74) センター規則第7条第3項の規定による報告又は資料の提出要求
- (75) 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第4条第2項第4号の規定による指定（運転免許試験課長の専決事務に係るものを除く。）
- (76) 認定規則第7条第1項の規定による運転免許取得者等教育の認定に係る申請書の記載事項の変更の届出の受理（運転免許試験課長の専決事務に係るものを除く。）
- (77) 認定規則第7条第2項の規定による運転免許取得者等教育の認定に係る申請書の記載事項の変更の公示（運転免許試験課長の専決事務に係るものを除く。）
- (78) 認定規則第7条第3項の規定による運転免許取得者等教育の認定に係る申請書の添付書類の内容の変更の届出の受理（運転免許試験課長の専決事務に係るものを除く。）
- (79) 府規則第12条の3の規定による安全運転管理者等の解任命令書の交付
- (80) 府規則第12条の5の規定による教習申出書の受理及び教習修了証書の交付又は資格認定書の交付
- (81) 府規則第23条の2第1項の規定による講習の委託を受けた者に対する検査又は報告及び資料の提出要求（運転免許試験課長の専決事務に係るものを除く。）
- (82) 府規則第23条の4第18項の規定による受講申請書の受理
- (83) 府規則第24条の12第2項の規定による運転免許取得者等教育の認定に係る認定書の交付（運転免許試験課長の専決事務に係るものを除く。）
- (84) 府規則第24条の13の規定による運転免許取得者等教育の認定の取消通知書の交付（運転免許試験課長の専決事務に係るものを除く。）
- (85) 代行業法第8条第2項、第9条第3項及び第22条第1項の規定による国土交通大臣に対する通知
- (86) 代行業法第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出要求又は警察職員に行わせる立入り、検査等の実施
- (87) 代行業法第22条第1項の規定による自動車運転代行業者に対する指示
- (88) 代行業法第22条第2項の規定による国土交通大臣からの通知の受理
- (89) 代行業法第23条第2項の規定による国土交通大臣からの営業の停止命令の要請の受理
- (90) 代行業法第25条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定による処分移送通知書の送付及び受理
- (91) 代行業法第25条第2項第1号の規定による自動車運転代行業者に対する指示
- (92) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）の規定により読み替えて適用される道交規則第9条の9第1項第2号及び第2項第2号の規定による自動車の運転の管理に関する教習及び資格能力の認定

	(93) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の施行に伴う京都府道路交通規則の規定の読替え等に関する規則（平成14年京都府公安委員会規則第6号。以下「代行業読替え規則」という。）第2条の規定による安全運転管理者等の解任命令書の交付 (94) 代行業読替え規則第2条の規定による教習・認定申出書の受理及び教習修了証書の交付又は資格認定書の交付 (95) 代行業読替え規則第3条の規定による立入検査員の身分を示す証票の交付 (96) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」という。）第6条第6項の規定による市町村からの使用の提供の要求の受理及び協力
交通規制課長	(1) 道交法第4条第1項の規定による信号機の総括的管理 (2) 道交法第4条第1項の規定による道路標識及び道路標示の設置及び総括的管理 (3) 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号。以下「交通安全事業法」という。）第2条第3項第1号ロの規定による交通管制センターの装置の設置に伴う総括的管理 (4) 道交法第4条第1項の規定による次の交通規制（警察官の現場における指示による交通規制を含む。） ア 道交法第2条第1項第3号の4に規定する路側帯の指定 イ 道交法第2条第1項第4号に規定する横断歩道の指定 ウ 道交法第2条第1項第4号の2に規定する自転車横断帯の指定 エ 道交法第2条第1項第7号に規定する車両通行帯の指定 オ 道交法第8条第1項に規定する通行の禁止の指定（期間を限定して行う交通規制に限る。） カ 道交法第17条第4項に規定する道路の中央線の指定 キ 道交法第17条第5項第5号に規定する勾配の急な道路の曲がり角附近における通行の方法の指定 ク 道交法第17条第6項に規定する車両の通行の用に供しない部分の指定 ケ 道交法第17条の3第1項に規定する特定小型原動機付自転車及び軽車両の路側帯の通行の禁止 コ 道交法第21条第2項第3号に規定する軌道敷内通行の指定 サ 道交法第26条の2第3項に規定する進路の変更の禁止の指定 シ 道交法第33条第1項、第38条第1項及び第50条第1項に規定する停車線の指定 ス 道交法第34条第1項、第2項及び第4項に規定する左折又は右折するときの通行すべき部分の指定 セ 道交法第34条第5項に規定する右折方法の指定 ソ 道交法第35条第1項に規定する進行方向別通行区分の指定 タ 道交法第36条第2項に規定する優先道路等の指定 チ 道交法第42条に規定する徐行すべき場所の指定 ツ 道交法第43条に規定する一時停止すべき場所の指定及び停止線の設定

- テ 道交法第44条第1項に規定する停車及び駐車を禁止する場所の指定（期間を限定して行う交通規制に限る。）
- ト 道交法第45条第1項に規定する駐車を禁止する場所の指定（期間を限定して行う交通規制に限る。）
- ナ 道交法第48条に規定する停車又は駐車の方法の特例の指定
- ニ 道交法第50条第2項に規定する停止禁止部分の指定
- ヌ 道交法第54条第1項に規定する警音器の使用の場所又は区間の指定
- ネ 道交法第63条の4第1項に規定する普通自転車の歩道通行の指定
- ノ 道交法第63条の4第2項に規定する普通自転車が歩道通行する場合の通行すべき部分の指定
- ハ 道交法第63条の5に規定する普通自転車が併進することができる道路の指定
- ヒ 道交法第63条の7第2項に規定する普通自転車の交差点への進入禁止の指定
- フ 道交法第75条の6第1項に規定する本線車道に入ろうとする場合の指定
- (5) 道交法第44条第2項第2号の規定による停車又は駐車に関係のある者としての合意及び当該合意についての公示
- (6) 道交法第45条の2第2項の規定による高齢運転者等標章申請書の受理及び高齢運転者等標章の交付
- (7) 道交規則第6条の3の5の規定による高齢運転者等標章記載事項変更届及び高齢運転者等標章の受理並びに高齢運転者等標章の交付
- (8) 道交法第45条の2第3項の規定による高齢運転者等標章再交付申請書及び高齢運転者等標章の受理並びに高齢運転者等標章の再交付
- (9) 道交法第45条の2第4項の規定による高齢運転者等標章の返納の受理
- (10) 道交法第49条第1項の規定によるパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の総括的管理
- (11) 道交法第49条第2項の規定による時間制限駐車区間における駐車の適正を確保するための措置
- (12) 道交法第49条第3項の規定によるパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務並びに駐車の適正を確保するための措置に関する事務の委託
- (13) 道交法第59条第2項ただし書の規定による自動車のけん引制限の許可及び同条第3項の規定による許可証の交付並びに道交規則第8条の5第1項の規定による許可申請書の受理
- (14) 道交法第109条の2第1項の規定による交通情報の提供
- (15) 道交法第110条の2第1項の規定による交通公害に関する資料の提供の要求
- (16) 道交法第110条の2第3項の規定による道路の管理者からの意見聴取又は同項ただし書の規定による当該管理者に対する事後通知
- (17) 道交法第110条の2第4項の規定による道路の管理者との協議又は事後通知
- (18) 道交法第110条の2第5項の規定による路上駐車場を設置した地方公共団体からの意見聴取又は当該地方公共団体への事後通知
- (19) 道交法第110条の2第6項の規定による路上駐車場を設置した地方公共団体か

らの意見聴取

- (20) 道交法第 110条の 2 第 7 項の規定による駐車場整備計画を定められた者からの意見聴取
- (21) 道交法第 111条第 1 項の規定による警察官に対する道路の交通に関する調査の下命
- (22) 道交法第 111条第 3 項の規定による道路の管理者又は関係行政庁に対する交通に関する調査の結果の通知
- (23) 道路交通法施行令（昭和35年政令第 270号。以下「道交令」という。）第13条第 1 項の規定による緊急自動車（第 1 号及び第 1 号の 2 に掲げる自動車を除く。）の指定申請書の受理及び指定、第14条の 2 第 2 号の規定による道路維持作業用自動車の指定申請書の受理及び指定並びに府規則第 6 条及び第 6 条の 3 の規定による指定書の交付及び指定書の返納の受理
- (24) 道交規則第 3 条の規定による交差点における左折の表示
- (25) 道交規則第 3 条の 2 の規定による信号の表示
- (26) 府規則第 5 条の 2 の規定による信号機の設置又は管理の委任に伴う委任書の交付
- (27) 府規則第 5 条の 3 第 3 項の規定による通行禁止の対象から除く車両の指定申請書の受理及び審査、標章の交付、当該標章使用上の制限の付与及び変更
- (28) 府規則第 5 条の 3 第 5 項の規定による標章の使用の一時禁止若しくは返納命令又は標章の再交付の一時保留
- (29) 府規則第 5 条の 3 第 6 項の規定による標章の返納の受理
- (30) 府規則第 6 条第 4 項の規定による緊急自動車指定書の再交付申請書の受理
- (31) 府規則第 6 条の 3 の規定による道路維持作業用自動車指定書の再交付申請書の受理
- (32) 府規則第 6 条の 5 第 3 項の規定による駐車禁止の対象から除く車両の指定申請書の受理及び審査、認定、標章の交付、当該標章使用上の制限の付与及び変更
- (33) 府規則第 6 条の 5 第 5 項において準用する府規則第 5 条の 3 第 5 項の規定による標章の使用の一時禁止若しくは返納命令又は再交付の一時保留及び同条第 6 項の規定による標章の返納の受理
- (34) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第 145号。以下「保管場所法」という。）第12条の規定による自動車の保有者等に対する報告又は資料の提出要求
- (35) 駐車場法第 4 条第 4 項の規定による市町村からの通知の受理
- (36) 駐車場法第 4 条第 5 項の規定による市町村の意見聴取に対する回答及び通知の受理
- (37) 災害対策基本法第76条第 2 項（武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第 112号）第 155条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通行の禁止又は制限の周知
- (38) 災害対策基本法第76条の 4 第 1 項の規定による道路管理者等に対する要請
- (39) 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第 288号）第20条の 2 第 1 項の規定によ

る標示の設置

- (40) 災害対策基本法施行令第20条の2第2項の規定による回り道の明示（警察署長の専決事務に係るものを除く。）
- (41) 災害対策基本法施行令第20条の2第3項の規定による道路管理者の意見の聴取（警察署長の専決事務に係るものを除く。）
- (42) 災害対策基本法施行令第20条の2第4項の規定による関係都道府県公安委員会に対する通知及び関係都道府県公安委員会からの通知の受理
- (43) 災害対策基本法施行令第20条の2第5項の規定による広報の実施（警察署長の専決事務に係るものを除く。）
- (44) 災害対策基本法施行令第32条第1項（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第8条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第39条の規定により例によることとされる場合を含む。）の規定による標示の設置
- (45) 災害対策基本法施行令第32条第2項（原子力災害対策特別措置法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び国民保護法施行令第39条の規定により例によることとされる場合を含む。）の規定による道路管理者に対する通知
- (46) 災害対策基本法施行令第32条第3項（原子力災害対策特別措置法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び国民保護法施行令第39条の規定により例によることとされる場合を含む。）の規定による関係都道府県公安委員会に対する通知及び関係都道府県公安委員会からの通知の受理
- (47) 災害対策基本法施行令第33条第1項及び第2項（原子力災害対策特別措置法施行令第8条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用される場合及び国民保護法施行令第39条の規定により例によることとされる場合を含む。）の規定による緊急通行車両の確認
- (48) 災害対策基本法施行令第33条第3項の規定による緊急通行車両の使用者に対する標章及び証明書の交付
- (49) 災害対策基本法施行令第33条の3第1項の規定による道路管理者等からの通知の受理
- (50) 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第11条第1項の規定による標示の設置
- (51) 大規模地震対策特別措置法施行令第11条第2項の規定による道路管理者に対する通知
- (52) 大規模地震対策特別措置法施行令第11条第3項の規定による関係都道府県公安委員会に対する通知
- (53) 大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項及び第2項の規定による緊急輸送車両の確認
- (54) 大規模地震対策特別措置法施行令第12条第3項の規定による緊急輸送車両の使用者に対する標章及び証明書の交付
- (55) 大規模地震対策特別措置法施行令第18条第1項の規定による標示の設置

- (56) 大規模地震対策特別措置法施行令第18条第2項の規定による回り道の明示
- (57) 大規模地震対策特別措置法施行令第18条第3項の規定による道路管理者の意見の聴取
- (58) 大規模地震対策特別措置法施行令第18条第4項の規定による関係都道府県公安委員会に対する通知
- (59) 道路法第95条の2の規定による道路の管理者からの意見聴取及び協議に対する回答並びに通知の受理
- (60) 車両制限令（昭和36年政令第265号）第11条第2項の規定による道路管理者からの意見照会に対する回答
- (61) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第2項の規定による道路管理者からの意見聴取に対する回答
- (62) バリアフリー法第24条の2第7項（バリアフリー法第25条第10項及び第11項において準用する場合を含む。）の規定による市町村からの移動等円滑化促進方針の受理
- (63) バリアフリー法第31条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による道路管理者からの意見聴取に対する回答
- (64) バリアフリー法第31条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による道路管理者からの道路特定事業計画の受理
- (65) バリアフリー法第36条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による市町村及び道路管理者への意見聴取
- (66) バリアフリー法第36条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による交通安全特定事業計画の公表並びに関係市町村及び道路管理者への送付
- (67) 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の36第1項の規定による地域再生協議会における協議
- (68) 地域再生法第17条の44第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣からの意見聴取に対する回答
- (69) 地域再生法に基づく住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（令和元年内閣府・国土交通省令第4号）第4条（第5条において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理
- (70) 地域公共交通活性化法第5条第8項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体からの地域公共交通網形成計画の受理
- (71) 地域公共交通活性化法第8条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による軌道運送高度化事業を実施しようとする者からの意見聴取に対する回答
- (72) 地域公共交通活性化法第8条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による軌道運送高度化事業を実施しようとする者からの軌道運送高度化実施計画の受理
- (73) 地域公共交通活性化法第13条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高度化事業を実施しようとする者からの意見聴取に対する回答

	(74) 地域公共交通活性化法第13条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高度化事業を実施しようとする者からの道路運送高度化実施計画の受理 (75) 地域公共交通活性化法第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣からの意見聴取に対する回答 (76) 地域公共交通活性化法第27条の2第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体からの意見聴取に対する回答 (77) 地域公共交通活性化法第27条の2第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体からの地域公共交通再編実施計画の受理 (78) 地域公共交通活性化法第27条の3第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣からの意見聴取に対する回答 (79) 地域公共交通活性化法第30条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣からの意見聴取に対する回答 (80) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域公共交通再編実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成19年内閣府・国土交通省令第2号）第4条（第5条において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理
交通指導課長	(1) 道交法第22条の2第1項の規定による最高速度違反車両の使用者に対する指示（交通捜査課長の専決事務に係るものを除く。） (2) 道交法第51条の4第3項の規定による警察署長からの報告の受理 (3) 道交法第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付命令 (4) 道交法第51条の4第6項の規定による納付命令に係る弁明の機会の付与の通知 (5) 道交法第51条の4第7項の規定による弁明の機会の付与の通知の掲示 (6) 道交令第17条の5第1項の規定による公示による納付命令 (7) 道交法第51条の4第12項の規定による仮納付金の返還の通知及び仮納付に係る金額の返還 (8) 道交法第51条の4第13項の規定による放置違反金に係る督促 (9) 道交法第51条の4第13項の規定による放置違反金に係る延滞金の徴収 (10) 道交法第51条の4第14項の規定による放置違反金及び延滞金の滞納処分の執行 (11) 京都府放置違反金の督促、滞納処分等に関する規則（平成18年京都府公安委員会規則第13号）第4条第1項の規定による滞納処分に関する事務に従事する警察職員の指定 (12) 道交法第51条の4第16項の規定による納付命令の取消し (13) 道交法第51条の4第17項の規定による納付命令の取消しの通知 (14) 道交法第51条の4第17項の規定による放置違反金及び延滞金に相当する金額の還付 (15) 道交法第51条の5第1項の規定による報告又は資料の提出要求 (16) 道交法第51条の5第2項の規定による照会又は協力要請 (17) 道交法第51条の6第1項の規定による国家公安委員会への報告及び通報の受理

- (18) 道交法第51条の8第4項の規定による登録
- (19) 道交法第51条の8第7項において準用する同条第4項の規定による登録の更新
- (20) 京都府放置車両の確認事務の委託の手續等に関する規則（平成18年京都府公安委員会規則第14号。以下「確認事務規則」という。）第3条の規定による登録をしたとき又は登録をしないこととしたときの通知
- (21) 確認事務規則第4条第3項において準用する確認事務規則第3条の規定による登録の更新をしたとき又は登録の更新をしないこととしたときの通知
- (22) 確認事務規則第6条第1項の規定による登録の取消しの通知
- (23) 確認事務規則第6条第2項の規定による登録（更新）通知書の返納の受理
- (24) 道交法第51条の11第1項の規定による報告の要求又は立入り若しくは検査の下令
- (25) 確認事務規則第7条の規定による報告の要求に係る通知
- (26) 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）第6条の規定による駐車監視員資格者講習の公示
- (27) 委託規則第8条の規定による駐車監視員資格者講習の実施
- (28) 確認事務規則第9条第3項の規定による駐車監視員資格者講習受講票の交付
- (29) 委託規則第9条第1項の規定による駐車監視員資格者講習修了証明書の交付
- (30) 委託規則第9条第2項の規定による駐車監視員資格者講習修了証明書再交付申請書の受理及び駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付
- (31) 委託規則第10条第2項の規定による認定申請書の受理
- (32) 確認事務規則第11条第1項の規定による認定考査の実施
- (33) 確認事務規則第11条第3項の規定による駐車監視員資格者認定考査受検票の交付
- (34) 委託規則第10条第4項の規定による認定書の交付
- (35) 委託規則第10条第5項において準用する同条第4項の規定による認定書の再交付
- (36) 確認事務規則第12条第2項の規定による駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の返納の受理
- (37) 道交法第51条の13第1項の規定による駐車監視員資格者証の交付
- (38) 確認事務規則第13条第3項の規定による駐車監視員資格者証を交付しない旨の通知
- (39) 委託規則第13条第1項の規定による駐車監視員資格者証の書換え交付
- (40) 委託規則第13条第2項の規定による駐車監視員資格者証の再交付
- (41) 確認事務規則第14条第4項の規定による駐車監視員資格者証の返納の受理
- (42) 委託規則第14条第2項の規定による返納命令に係る駐車監視員資格者証の返納の受理
- (43) 道交法第58条の4の規定による過積載車両の使用に対する指示（交通捜査課長の専決事務に係るものを除く。）
- (44) 道交法第66条の2第1項の規定による過労運転車両の使用に対する指示（交通捜査課長の専決事務に係るものを除く。）

	(45) 道交法第75条第3項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による運送事業を監督する行政庁からの意見聴取（交通捜査課長の専決事務に係るものを除く。） (46) 道交法第75条第5項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日及び場所の公示（交通捜査課長の専決事務に係るものを除く。） (47) 道交法第75条第10項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による標章除去申請書の内容の審査（交通捜査課長の専決事務に係るものを除く。） (48) 道交法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出要求（交通捜査課長の専決事務に係るものを除く。） (49) 道交法第108条の34の規定による運送事業者等及び当該事業を監督する行政庁又は使用者に対する違反内容の通知（交通捜査課長の専決事務に係るものを除く。） (50) 道交法第127条第2項の規定による通知及び通告 (51) 保管場所法第8条の規定による警察署長からの通知の受理 (52) 保管場所法第10条第2項の規定による聴聞の期日及び場所の公示 (53) 保管場所法第13条第2項の規定による自動車運送事業又は第二種利用運送事業を監督する行政庁に対する通知 (54) 代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道交法第22条の2第1項の規定による最高速度違反車両、第58条の4の規定による過積載車両及び第66条の2第1項の規定による過労運転車両の自動車運転代行業者に対する指示（交通捜査課長の専決事務に係るものを除く。） (55) 代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道交法第75条第10項の規定による標章除去申請書の内容の審査（交通捜査課長の専決事務に係るものを除く。）
交通捜査課長	(1) 道交法第22条の2第1項の規定による最高速度違反車両の使用者に対する指示（交通指導課長の専決事務に係るものを除く。） (2) 道交法第58条の4の規定による過積載車両の使用者に対する指示（交通指導課長の専決事務に係るものを除く。） (3) 道交法第66条の2第1項の規定による過労運転車両の使用者に対する指示（交通指導課長の専決事務に係るものを除く。） (4) 道交法第75条第3項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による運送事業を監督する行政庁からの意見聴取（交通指導課長の専決事務に係るものを除く。） (5) 道交法第75条第5項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日及び場所の公示（交通指導課長の専決事務に係るものを除く。） (6) 道交法第75条第10項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による標章除去申請書の内容の審査（交通指導課長の専決事務に係るものを除く。）

	) (7) 道交法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出要求（交通指導課長の専決事務に係るものを除く。） (8) 道交法第108条の34の規定による運送事業者等及び当該事業を監督する行政庁又は使用者に対する違反内容の通知（交通指導課長の専決事務に係るものを除く。） (9) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第7条第2項の規定による京都陸運支局長に対する通報 (10) 代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道交法第22条の2第1項の規定による最高速度違反車両、第58条の4の規定による過積載車両及び第66条の2第1項の規定による過労運転車両の自動車運転代行業者に対する指示（交通指導課長の専決事務に係るものを除く。） (11) 代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道交法第75条第10項の規定による標章除去申請書の内容の審査（交通指導課長の専決事務に係るものを除く。）
運 転 免 許 試 験 課 長	(1) 道交法第89条第1項の規定による免許の申請の受理及び運転免許試験の実施 (2) 道交法第89条第2項の規定による質問票の交付 (3) 道交法第89条第3項の規定による技能の検査の実施及び書面の交付 (4) 道交法第90条第1項ただし書の規定による免許の拒否及び保留 (5) 道交法第90条第2項の規定による免許の拒否 (6) 道交法第90条第4項（同条第7項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の付与等の通知及び弁明の聴取 (7) 道交法第90条第8項の規定による適性検査の受検又は医師の診断書の提出の命令 (8) 道交法第90条第9項の規定による免許を受けることができない期間の指定（免許の拒否の場合に限る。） (9) 道交法第90条第10項の規定による免許を受けることができない期間の指定（免許の拒否の場合に限る。） (10) 道交法第90条第11項の規定による処分のお知らせ (11) 道交法第90条第13項の規定による仮免許の拒否 (12) 道交法第90条の2第2項の規定による免許の拒否 (13) 道交法第91条の規定による自動車等の種類の限定、条件の付与又は条件の変更 (14) 道交法第91条の2第1項の規定による条件の付与及び条件の変更の申請の受理 (15) 道交法第91条の2第2項の規定による条件の付与及び条件の変更 (16) 道交法第91条の2第3項の規定による条件の変更の審査 (17) 道交法第92条第1項の規定による運転免許証（以下「免許証」という。）の作成 (18) 道交法第92条第2項（同法第95条の3の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による免許証の交付及び免許情報記録の書換え (19) 道交法第93条第1項の規定による免許証に係る事項の記載 (20) 道交法第93条第2項（同法第95条の3の規定により読み替えて適用される場合

- を含む。)の規定による免許の条件に係る事項の記載及び記録
- (21) 道交法第93条の2の規定による免許証の電磁的方法による記録
 - (22) 道交法第94条第1項(同法第95条の5第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による変更に係る届出の受理及び変更に係る事項の記載(電磁的方法による記録を含む。)
 - (23) 道交法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請書の受理及び免許証の再交付
 - (24) 道交法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請の受理
 - (25) 道交法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録
 - (26) 道交法第95条の2第4項の規定による免許証の返納の届出の受理
 - (27) 道交法第95条の2第10項の規定による免許情報記録の抹消の届出の受理
 - (28) 道交法第95条の2第11項の規定による免許証の交付の申請の受理
 - (29) 道交法第95条の4第1項の規定による免許証の交付及び免許情報記録の書換え
 - (30) 道交法第95条の4第2項の規定による免許の条件に係る事項の記載及び記録
 - (31) 道交法第95条の5第4項の規定による国家公安委員会からの通報の受理
 - (32) 道交規則第21条の13第1号の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の送信を受けた場合の措置
 - (33) 道交法第97条の2第1項の規定による認知機能検査の実施
 - (34) 道交法第97条の2第1項の規定による運転技能検査の実施
 - (35) 道交法第97条の2第2項の規定による運転免許試験の免除の拒否
 - (36) 道交法第97条の2第3項の規定による自動車等の運転に関する確認及び運転免許試験の一部免除
 - (37) 道交法第97条の2第4項の規定による運転免許試験の一部免除
 - (38) 道交法第97条の3第1項の規定による運転免許試験の停止又は合格の決定の取消し
 - (39) 道交法第97条の3第2項の規定による合格の決定の取消し通知
 - (40) 道交法第97条の3第3項の規定による運転免許試験の受験の制限
 - (41) 道交法第98条第2項の規定による自動車教習所設置者等からの届出の受理
 - (42) 道交法第98条第3項の規定による届出をした自動車教習所設置者等に対する指導又は助言
 - (43) 道交法第98条第4項の規定による自動車安全運転センターに対する配慮の要請
 - (44) 道交法第98条第5項の規定による届出をした自動車教習所設置者等に対する報告又は資料の提出要求
 - (45) 道交法第99条の2第4項の規定による技能検定員に関する審査及び認定並びに技能検定員資格者証の交付
 - (46) 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「技能検定員審査規則」という。)第1条の規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査
 - (47) 技能検定員審査規則第2条の規定による技能検定員審査の公示
 - (48) 技能検定員審査規則第3条の規定による技能検定員審査申請書の受理

- (49) 技能検定員審査規則第5条第1項の規定による技能検定員審査合格証明書の交付
- (50) 技能検定員審査規則第5条第2項の規定による技能検定員審査合格証明書再交付申請書の受理及び技能検定員審査合格証明書の再交付
- (51) 技能検定員審査規則第7条第2項の規定による技能検定員資格者証交付申請書の受理
- (52) 技能検定員審査規則第8条第1項の規定による技能検定員資格者証再交付申請書の受理及び技能検定員資格者証の再交付
- (53) 技能検定員審査規則第8条第2項の規定による技能検定員資格者証書換え申請書の受理及び技能検定員資格者証の書換え
- (54) 技能検定員審査規則第9条第1項の規定による技能検定員資格者証返納命令書の交付
- (55) 技能検定員審査規則第9条第2項の規定による技能検定員資格者証の返納の受理
- (56) 技能検定員審査規則第10条第2項において準用する技能検定員審査規則第2条の規定による教習指導員審査の公示
- (57) 技能検定員審査規則第11条の規定による教習指導員審査申請書の受理
- (58) 技能検定員審査規則第13条第1項の規定による教習指導員審査合格証明書の交付
- (59) 技能検定員審査規則第13条第2項において準用する技能検定員審査規則第5条第2項の規定による教習指導員審査合格証明書再交付申請書の受理及び教習指導員審査合格証明書の再交付
- (60) 技能検定員審査規則第15条第2項の規定による教習指導員資格者証交付申請書の受理
- (61) 技能検定員審査規則第16条第1項において準用する技能検定員審査規則第8条第1項の規定による教習指導員資格者証再交付申請書の受理及び教習指導員資格者証の再交付
- (62) 技能検定員審査規則第16条第1項において準用する技能検定員審査規則第8条第2項の規定による教習指導員資格者証書換え申請書の受理及び教習指導員資格者証の書換え
- (63) 技能検定員審査規則第16条第2項において準用する技能検定員審査規則第9条第1項の規定による教習指導員資格者証返納命令書の交付
- (64) 技能検定員審査規則第16条第2項において準用する技能検定員審査規則第9条第2項の規定による教習指導員資格者証の返納の受理
- (65) 道交法第99条の3第4項の規定による教習指導員に関する審査及び認定並びに教習指導員資格者証の交付
- (66) 道交法第99条の4の規定による指定自動車教習所の職員に対する講習の通知
- (67) 道交法第99条の6第1項の規定による指定自動車教習所に対する報告若しくは資料の提出要求又は立入り、検査若しくは質問の下命
- (68) 道交法第100条の2第1項及び第100条の3第2項の規定による再試験の実施

- (69) 道交法第 100条の 2 第 4 項（第 100条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による再試験の通知
- (70) 道交法第 100条の 2 第 5 項の規定による再試験受験申込書の受理
- (71) 道交法第 100条の 3 第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による試験移送通知書の送付
- (72) 道交法第 100条の 3 第 2 項の規定による試験移送通知書の受理
- (73) 道交法第 101条第 1 項の規定による更新申請書の受理
- (74) 道交法第 101条第 3 項の規定による書面の送付
- (75) 道交法第 101条第 4 項の規定による質問票の交付
- (76) 道交法第 101条第 5 項の規定による適性検査の実施
- (77) 道交法第 101条第 6 項の規定による免許証等の更新並びに免許情報記録の有効期間の更新の通知及び受理
- (78) 道交法第 101条の 2 第 1 項の規定による免許証等の更新の特例申請の受理
- (79) 道交法第 101条の 2 第 2 項の規定による質問票の交付
- (80) 道交法第 101条の 2 第 3 項の規定による適性検査の実施
- (81) 道交法第 101条の 2 第 4 項の規定による免許証等の更新
- (82) 道交法第 101条の 2 の 2 第 1 項の規定による更新申請書の受理
- (83) 道交法第 101条の 2 の 2 第 3 項の規定による申出の受理
- (84) 道交法第 101条の 2 の 2 第 4 項の規定による適性検査の実施
- (85) 道交法第 101条の 2 の 2 第 5 項の規定による更新申請書の内容並びに適性検査結果の通知及び受理
- (86) 道交法第 101条の 2 の 2 第 6 項の規定による講習の受講結果の通知及び受理
- (87) 道交法第 101条の 2 の 2 第 7 項の規定による適性検査の通知及び実施
- (88) 道交法第 101条の 3 第 2 項の規定による免許証等の更新の拒否
- (89) 道交法第 101条の 4 第 2 項の規定による認知機能検査の実施
- (90) 道交法第 101条の 4 第 3 項の規定による運転技能検査の実施
- (91) 道交法第 101条の 4 第 4 項の規定による免許証等の更新の拒否
- (92) 道交法第 101条の 4 第 5 項の規定による高齢者講習、認知機能検査等及び運転技能検査等に係る書面の送付
- (93) 道交法第 101条の 4 の 2 第 3 項（同法第 107条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による免許情報記録の書換え及び書面の交付
- (94) 道交法第 101条の 4 の 2 第 4 項の規定による免許証の返納の届出の受理
- (95) 道交法第 101条の 5 の規定による報告徴収
- (96) 道交法第 101条の 6 第 1 項の規定による医師からの届出の受理
- (97) 道交法第 101条の 6 第 2 項の規定による医師への回答
- (98) 道交法第 101条の 6 第 4 項の規定による他の公安委員会への通知
- (99) 道交法第 101条の 7 第 1 項の規定による臨時認知機能検査の実施
- (100) 道交法第 101条の 7 第 2 項の規定による臨時認知機能検査の通知
- (101) 道交法第 101条の 7 第 4 項の規定による臨時高齢者講習の実施
- (102) 道交法第 101条の 7 第 5 項の規定による臨時高齢者講習の通知

- (103) 道交法第 102条第 1 項の規定による臨時適性検査の実施
- (104) 道交法第 102条第 1 項の規定による医師の診断書の提出の命令
- (105) 道交法第 102条第 2 項の規定による臨時適性検査の実施
- (106) 道交法第 102条第 2 項の規定による医師の診断書の提出の命令
- (107) 道交法第 102条第 3 項の規定による臨時適性検査の実施
- (108) 道交法第 102条第 3 項の規定による医師の診断書の提出の命令
- (109) 道交法第 102条第 4 項の規定による臨時適性検査の実施
- (110) 道交法第 102条第 5 項の規定による臨時適性検査の実施
- (111) 道交法第 102条第 6 項の規定による臨時適性検査の通知
- (112) 道交法第 102条第 4 項の規定による医師の診断書の提出の命令
- (113) 道交法第 103条第 1 項の規定による90日未満の免許の効力の停止
- (114) 道交法第 103条第 3 項（同条第 5 項（第 107条の 5 第 9 項において準用する場合を含む。）並びに第 104条の 2 の 3 第 5 項及び第 8 項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書の送付又は受理
- (115) 道交法第 103条第 6 項の規定による適性検査の受検又は医師の診断書の提出の命令
- (116) 道交法第 103条第 9 項（第 104条の 2 の 3 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による処分の通知
- (117) 道交法第 103条の 2 第 5 項（同法第 107条の 5 第10項において準用する場合を含む。）の規定による仮停止通知書及び免許証の受理
- (118) 道交法第 103条の 2 第 6 項（同法第 107条の 5 第10項において準用する場合を含む。）の規定による仮停止通知書の送付
- (119) 道交法第 104条第 1 項（第 104条の 2 の 2 第 6 項及び第 104条の 2 の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取の通知及び公示
- (120) 道交法第 104条の 2 第 2 項（第 104条の 2 の 3 第 7 項及び第 107条の 5 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日及び場所の公示
- (121) 道交法第 104条の 2 の 2 第 1 項の規定による再試験に係る免許の取消し
- (122) 道交法第 104条の 2 の 2 第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書の送付
- (123) 道交法第 104条の 2 の 2 第 4 項の規定による処分移送通知書の受理
- (124) 道交法第 104条の 2 の 2 第 7 項の規定による処分の通知及び通知の受理
- (125) 道交法第 104条の 2 の 3 第 1 項の規定による免許の効力の停止及び当該処分の解除
- (126) 道交法第 104条の 2 の 3 第 2 項の規定による弁明の機会の付与
- (127) 道交法第 104条の 2 の 4 第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による通知書の送付及び同条第 4 項の規定による通知書の受理
- (128) 道交法第 104条の 2 の 4 第 7 項の規定による処分の通知
- (129) 道交法第 104条の 3 第 1 項（第 107条の 5 第11項において準用する場合を含む。）の規定による免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付
- (130) 道交法第 104条の 3 第 3 項（同法第 107条の 5 第11項において準用する場合を

- 含む。)の規定による通知の受理
- (131) 道交法第 104条の 4 第 1 項の規定による免許の取消申請又は一部取消申請の受理
 - (132) 道交法第 104条の 4 第 2 項の規定による免許の取消し
 - (133) 道交規則第30条の 7 第 5 項の規定による取消しに係る通知
 - (134) 道交法第 104条の 4 第 3 項の規定による申出に係る免許の付与
 - (135) 道交法第 105条の 2 第 1 項の規定による運転経歴証明書の交付の申請の受理及び同条第 2 項の規定による運転経歴証明書の交付並びに道交規則第30条の11第 1 項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請の受理
 - (136) 道交法第 105条の 2 第 3 項の規定による運転経歴情報の記録の申請の受理
 - (137) 道交法第 105条の 2 第 4 項の規定による運転経歴情報の記録
 - (138) 道交規則第30条の 9 第 1 項の規定による運転経歴証明書に係る事項の記載
 - (139) 道交規則第30条の10第 1 項の規定による運転経歴証明書の変更に係る事項の届出の受理及び記載
 - (140) 道交規則第30条の12の規定による運転経歴証明書の返納の届出の受理
 - (141) 道交規則第30条の15第 1 項の規定による運転経歴情報の変更の届出の受理
 - (142) 道交規則第30条の16の規定による運転経歴情報の抹消
 - (143) 道交法第 106条及び第 107条の 6 の規定による国家公安委員会への報告及び通報の受理
 - (144) 道交法第 106条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による仮免許の取消し
 - (145) 道交法第 106条の 3 第 1 項の規定による免許証の返納の届出の受理
 - (146) 道交法第 106条の 3 第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による免許証の交付
 - (147) 道交法第 106条の 3 第 4 項の規定による免許証の保管及び同条第 5 項の規定による免許証の返還
 - (148) 道交法第 106条の 4 第 1 項の規定による免許情報記録の抹消
 - (149) 道交法第 106条の 4 第 2 項の規定による免許情報記録の書換え
 - (150) 道交法第 106条の 5 の規定による免許証の交付及び免許情報記録の書換え
 - (151) 道交法第 107条の 3 の 2 の規定による報告徴収
 - (152) 道交法第 107条の 4 第 1 項の規定による臨時適性検査の通知及び実施
 - (153) 道交法第 107条の 4 第 3 項の規定による臨時適性検査を受けた者に対する措置命令
 - (154) 道交法第 107条の 5 第 1 項の規定による自動車等の運転の禁止（90日未満の禁止に限る。）
 - (155) 道交法第 107条の 5 第 3 項の規定による自動車等の運転の禁止の期間の短縮
 - (156) 道交法第 107条の 5 第 5 項から第 7 項までの規定による国際運転免許証等の受理、保管及び返還
 - (157) 道交法第 107条の 5 第 8 項の規定による国際運転免許証等への処分事項の記載
 - (158) 道交法第 107条の 5 第 9 項及び第10項の準用規定による処分移送通知書、仮禁止通知書等の処理

- (159) 道交法第 107条の 7 の規定による国外運転免許証の交付申請書の受理並びに自動車等の種類の指定及び国外運転免許証の交付
- (160) 道交法第 107条の10第 1 項の規定による国外運転免許証の返納の受理
- (161) 道交法第 107条の10第 2 項の規定による国外運転免許証の保管
- (162) 道交法第 107条の10第 3 項の規定による国外運転免許証の返還
- (163) 道交法第 108条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による講習の実施（交通企画課長の専決事務に係るものを除く。）
- (164) 道交法第 108条の 3 第 1 項の規定による初心運転者講習の通知
- (165) 道交法第 108条の 3 の 2 の規定による違反者講習に係る通知
- (166) 道交法第 108条の 3 の 3 の規定による若年運転者講習に係る通知
- (167) 道交法第 108条の 3 の 4 第 1 項の規定による講習通知事務の委託
- (168) 道交法第 108条の 9 の規定による指定講習機関に対する検査及び報告又は資料の提出要求
- (169) 道交法第 108条の32の 2 第 1 項の規定による運転免許取得者等教育（自動車教習所である施設を用いて行う場合に限る。）の認定に係る申請書の受理
- (170) 道交法第 108条の32の 2 第 2 項（第 108条の32の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による運転免許取得者等教育（自動車教習所である施設を用いて行う場合に限る。）の認定の公示
- (171) 道交法第 108条の32の 2 第 4 項（第 108条の32の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する道交法第98条第 3 項の規定による運転免許取得者等教育（自動車教習所である施設を用いて行う場合に限る。）を行う者に対する指導又は助言
- (172) 道交法第 108条の32の 2 第 4 項（第 108条の32の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する道交法第98条第 4 項の規定による運転免許取得者等教育（自動車教習所である施設を用いて行う場合に限る。）に係る自動車安全運転センターに対する配慮の要請
- (173) 道交法第 108条の32の 2 第 4 項（第 108条の32の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する道交法第98条第 5 項の規定による運転免許取得者等教育（自動車教習所である施設を用いて行う場合に限る。）を行う者に対する報告又は資料の提出の要求
- (174) 指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「講習機関規則」という。）第 2 条第 1 項の規定による指定講習機関の指定申請書の受理
- (175) 講習機関規則第 3 条の規定による指定講習機関の指定の公示
- (176) 講習機関規則第 4 条第 1 項の規定による指定講習機関の名称等の変更の届出の受理
- (177) 講習機関規則第 4 条第 2 項の規定による指定講習機関の名称等の変更に係る事項の公示
- (178) 講習機関規則第 4 条第 3 項の規定による指定講習機関の指定申請書の添付書類に係る内容変更の届出の受理
- (179) 講習機関規則第 5 条第 5 号の規定による運転適性指導員に係る審査申請書の受

理及び合格証書の交付

- (180) 講習機関規則第5条第5号の規定による運転適性指導員の審査の実施及び合否の決定
- (181) 講習機関規則第7条第5号の規定による運転習熟指導員に係る審査申請書の受理及び合格証書の交付
- (182) 講習機関規則第7条第5号の規定による運転習熟指導員の審査の実施及び合否の決定
- (183) 講習機関規則第9条第1項の規定による講習業務規程の認可申請書の受理
- (184) 講習機関規則第9条第2項の規定による講習業務規程の変更認可申請書の受理
- (185) 講習機関規則第11条の規定による講習結果報告書の受理
- (186) 講習機関規則第13条の規定による事業報告書及び収支決算書の受理
- (187) 講習機関規則第14条第1項の規定による特定講習の休廃止の許可申請書の受理
- (188) 講習機関規則第14条第2項の規定による特定講習の休廃止に係る事項の公示
- (189) 講習機関規則第15条の規定による指定講習機関の指定の取消しの公示
- (190) 講習機関規則第16条第1号の規定による特定講習の業務の引継ぎの受理並びに同条第2号の規定による特定講習の業務に関する帳簿及び書類の引継ぎの受理
- (191) 講習機関規則第17条の規定による特定講習指導員に対する講習の受講者の指名
- (192) 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第4条第2項第4号の規定による指定（自動車教習所である施設を用いて行う場合に限る。）
- (193) 認定規則第7条第1項の規定による運転免許取得者等教育（自動車教習所である施設を用いて行う場合に限る。）の認定に係る申請書の記載事項の変更の届出の受理
- (194) 認定規則第7条第2項の規定による運転免許取得者等教育（自動車教習所である施設を用いて行う場合に限る。）の認定に係る申請書の記載事項の変更の公示
- (195) 認定規則第7条第3項の規定による運転免許取得者等教育（自動車教習所である施設を用いて行う場合に限る。）の認定に係る申請書の添付書類の内容の変更の届出の受理
- (196) 認定規則第12条の規定による認定の取消しの公示
- (197) 道交法第108条の32の3第1項の規定による運転免許取得者等検査の認定に係る申請書の受理
- (198) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）第4条第1項第4号又は第2項第4号の規定による指定
- (199) 認定検査規則第8条第1項の規定による運転免許取得者等検査の認定に係る申請書の記載事項の変更の届出の受理
- (200) 認定検査規則第8条第2項の規定による運転免許取得者等検査の認定に係る申請書の記載事項の変更の公示
- (201) 認定検査規則第8条第3項の規定による運転免許取得者等検査の認定に係る申請書の添付資料の内容の変更の届出の受理

- (202) 認定検査規則第13条の規定による認定の取消しの公示
- (203) 道交令第32条の2、第32条の3第2項、第32条の3の2、第32条の4又は第32条の5第1項若しくは第2項の規定による緊急自動車の運転資格の審査の実施及び合否の決定
- (204) 道交令第32条の7第2号、第32条の8第2号並びに第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項及び第10項の規定による大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定
- (205) 特例教習課程規則第2条第1項の規定による教習課程の指定申請書の受理
- (206) 特例教習課程規則第3条の規定による指定書の交付
- (207) 特例教習課程規則第4条の規定による申請書の添付書類の記載事項変更の届出の受理
- (208) 特例教習課程規則第8条の規定による特例教習実施施設の業務に関する報告又は資料の提出の要求
- (209) 特例教習課程規則第9条第2項の規定による指定の取消しに係る通知
- (210) 道交令第33条の5の3第1項第1号ハ、第2項第1号ハ及び第4項第1号ハの規定による届出自動車教習所における教習課程の指定
- (211) 道交令第40条の2第2号の規定による免許関係事務の委託の公示
- (212) 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。以下「教習課程規則」という。）第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号の規定による応急救護処置の指導に必要な能力の認定
- (213) 教習課程規則第2条第1項の規定による教習課程の指定申請書の受理
- (214) 教習課程規則第3条の規定による指定書の交付
- (215) 教習課程規則第4条の規定による記載事項変更の届出の受理
- (216) 教習課程規則第7条の規定による特定届出自動車教習所の業務に関する報告又は資料の提出要求
- (217) 教習課程規則第8条第2項の規定による通知
- (218) 道交規則第18条の2の3第2項の規定による技能検査申請書の受理
- (219) 道交規則第18条の3の規定による免許の拒否、保留、取消し又は停止に係る者に対する通知
- (220) 道交規則第18条の5の規定による限定解除審査の申請の受理
- (221) 道交規則第22条（第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による受験の日時又は場所の指定
- (222) 道交規則第24条第11項（第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による技能試験に使用する自動車の指定
- (223) 道交規則第24条第12項（第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による技能試験を行う警察職員の指定
- (224) 道交規則第26条の3第2項の規定による書類の交付
- (225) 道交規則第26条の4第3号の規定による書面の受理

- (226) 道交規則第26条の5第6項の規定による書類の交付
- (227) 道交規則第29条の2の3第3号の規定による書類の受理
- (228) 道交規則第29条の2の5第1項第4号又は第4項の規定による書類の受理
- (229) 道交規則第29条の2の6第4項の規定による書類の受理
- (230) 道交規則第35条の規定による指定申請書の受理
- (231) 道交規則第36条の規定による指定申請書等の記載事項の変更の届出の受理
- (232) 道交規則第37条第1項の規定による指定自動車教習所に対する指定書の交付又は指定取消通知書による通知
- (233) 道交規則第37条第2項の規定による指定自動車教習所に対する命令書の交付
- (234) 道交規則第37条第3項の規定による指定自動車教習所に対する通知
- (235) 道交規則第37条の2の2第2項の規定による臨時適性検査を受けた者に対する命令書の交付
- (236) 道交規則第38条第18項の規定による講習終了証明書の交付
- (237) 道交規則第29条の2の2第1項の規定による経由申請書の受理
- (238) 道交規則第38条の2の規定による講習の終了を証明する書類の交付
- (239) 道交規則第38条の4第3項の規定による書類の受理
- (240) 道交規則第38条の4の2第3項の規定による違反者講習の特例に係る書面の受理
- (241) 道交規則第38条の4の2の2第3項の規定による若年運転者講習の特例に係る書類の受理
- (242) 道交規則第38条の4の6第1項の規定による報告書の提出要求
- (243) 道交規則第38条の4の6第2項の規定による報告又は資料の提出要求
- (244) 府規則第14条の3の規定による免許に関する申請又は届出の受理
- (245) 府規則第16条ただし書の規定による試験の場所の指定
- (246) 府規則第18条の規定による試験の日時の指定
- (247) 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項第1号の規定による認知機能検査の技能及び知識に関する審査又は講習の実施並びに可否の決定
- (248) 運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号の規定による運転技能検査の技能及び知識に関する審査並びに可否の決定
- (249) 府規則第19条第1項の既定による運転技能検査受験申請書の受理
- (250) 講習等実施規則第2条の6第1項の規定による運転技能検査員審査申請書の受理
- (251) 講習等実施規則第2条の6第2項の規定による合格証の交付
- (252) 講習等実施規則第2条の3第1項の規定による認知機能検査員審査申請書の受理
- (253) 講習等実施規則第2条の3第2項の規定による合格証の交付
- (254) 講習等実施規則第2条の4第1項の規定による認知機能検査員講習受講申請の受理
- (255) 講習等実施規則第2条の4第3項の規定による修了証の交付

- (256) 府規則第21条の3第1項の規定による委嘱書の交付
- (257) 府規則第21条の3第2項の規定による解嘱通知書の交付
- (258) 府規則第23条の2第1項の規定による講習の委託を受けた者に対する検査又は報告及び資料の提出命令（交通企画課長の専決事務に係るものを除く。）
- (259) 講習等実施規則第21条の4第1号（第21条の10、第21条の16、第24条、第30条、第33条の4、第42条、第45条の4又は第62条の3の2において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理
- (260) 講習等実施規則第21条の4第2号（第21条の10、第21条の16、第24条、第30条、第33条の4、第42条、第45条の4又は第62条の3の2において準用する場合を含む。）の規定による審査
- (261) 講習等実施規則第21条の4第3号（第21条の10、第21条の16、第24条、第30条、第33条の4、第42条、第45条の4又は第62条の3の2において準用する場合を含む。）の規定による認定書の交付
- (262) 講習等実施規則第56条第1号（第65条において準用する場合を含む。）の規定による審査
- (263) 講習等実施規則第56条第2号（第65条において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理
- (264) 講習等実施規則第56条第1号（第65条において準用する場合を含む。）の規定による承認書の交付
- (265) 講習等実施規則第62条の8の規定による講習指導員の設置
- (266) 府規則第23条の4第2項から第12項まで及び第14項から第20項までの規定による受講申請書の受理
- (267) 講習等実施規則第45条の9の規定による応急救護処置指導者養成講習の実施
- (268) 府規則第23条の4第13項の規定による受講届の受理
- (269) 府規則第23条の5の規定による停止処分者講習の日時及び場所の指定
- (270) 府規則第24条の規定による運転免許証返納等届の受理
- (271) 府規則第24条の2第1項の規定による審査の日時の指定
- (272) 府規則第24条の3の規定による緊急自動車運転資格審査申請書の受理及び審査の日時の指定
- (273) 府規則第24条の12第2項の規定による運転免許取得者等教育（自動車教習所である施設を用いて行う場合に限る。）の認定に係る認定書の交付
- (274) 府規則第24条の13の規定による運転免許取得者等教育（自動車教習所である施設を用いて行う場合に限る。）の認定の取消通知書の交付
- (275) 府規則第24条の13の2第1項の規定による指定申請書の受理
- (276) 府規則第24条の13の2第2項の規定による指定書の交付
- (277) 府規則第24条の13の2第4項の規定による指定取消通知書の交付
- (278) 府規則第24条の14の2第1項の規定による運転免許取得者等検査認定申請書の受理
- (279) 府規則第24条の14の2第2項の規定による認定書の交付
- (280) 府規則第24条の14の2第3項の規定による記載事項変更届の受理

	(281) 府規則第24条の14の3第1項の規定による指定申請書の受理 (282) 府規則第24条の14の3第2項の規定による指定書の交付 (283) 府規則第24条の14の3第4項の規定による指定取消通知書の交付 (284) 意見の聴取規則第5条第1項（第17条第1項において準用する場合を含む。）の規定による代理人に関する書面の受理 (285) 意見の聴取規則第5条第2項（第17条第1項において準用する場合を含む。）の規定による代理人の資格の喪失に関する書面の受理 (286) 意見の聴取規則第6条第1項（第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による補佐人に関する書面の受理 (287) 意見の聴取規則第6条第2項（第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による補佐人の出頭の許可 (288) 意見の聴取規則第6条第3項（第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による補佐人の出頭を許可したことの通知 (289) 意見の聴取規則第8条第1項（第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更 (290) 意見の聴取規則第8条第2項の規定による意見の聴取の期日又は場所の変更の理由を記載した書面の受理 (291) 意見の聴取規則第8条第3項の規定による意見の聴取の期日又は場所を変更し ときの通知及び公示 (292) 意見の聴取規則第13条の規定による意見の聴取調書及び意見の聴取の状況の報告の受理 (293) 意見の聴取規則第14条第2項の規定による弁明を録取する警察職員の指名 (294) 意見の聴取規則第15条第3項の規定による弁明調書の受理
高速道路 交通 警察 隊長	(1) 災害対策基本法施行令第33条第1項及び第2項（原子力災害対策特別措置法施行令第8条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用される場合及び国民保護法施行令第39条において例によることとされる場合を含む。）の規定による緊急通行車両の確認 (2) 災害対策基本法施行令第33条第3項の規定による緊急通行車両の使用に対する標章及び証明書の交付 (3) 大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項及び第2項の規定による緊急輸送車両の確認 (4) 大規模地震対策特別措置法施行令第12条第3項の規定による緊急輸送車両の使用に対する標章及び証明書の交付
警備 第	(1) 警察用航空機の運用等に関する訓令第3条の2の規定による四半期別整備計画、四半期別訓練計画及び月別運行計画の承認 (2) 警察用航空機の運用等に関する訓令第18条第1項の規定による支援要請の承認及

一課長	び同条第2項の規定による承認の通知 (3) 警察用航空機の運用等に関する訓令第22条の規定による臨時発着場の指定 (4) 警察用航空機の運用等に関する訓令第23条第1項の規定によるヘリコプター・テレビシステムに係るヘリコプター搭載設備及び可搬形画像中継設備の使用承認並びに同条第2項の規定による承認の通知
機動隊長	(1) 隊員の教養訓練の実施 (2) 隊員の規律、内務その他に関する内規の制定
サイバースearch課長	(1) 所管に属する軽易な犯罪の捜査指揮及び処理 (2) 所管に属する指名犯人の手配、手配解除及び身柄の授受
警察学校校長	(1) 京都府旅費条例第4条の規定に基づく校長及び学生の旅行命令 (2) 学生の教養訓練の計画及び実施 (3) 学生の試験の実施及びその成績の決定 (4) 学生の規律その他に関する内規の制定 (5) 学生の実務研修及び見学 (6) 卒業証書及び終業証書の授与

別表第4（第2条、第6条関係）

警察署長の専決事務

警察署長	(1) 古物営業法第3条の規定による営業の許可 (2) 古物営業法第5条第1項の規定による許可申請書の受理 (3) 古物営業法第5条第2項の規定による許可証の交付 (4) 古物営業法第5条第3項の規定による不許可の通知 (5) 古物営業法第5条第4項の規定による許可証の再交付申請書の受理及び再交付 (6) 古物営業法第6条第1項の規定による許可の取消しの通知 (7) 古物営業法第7条第1項、第2項又は第3項の規定による変更届出書の受理 (8) 古物営業法第7条第5項の規定による許可証の書換申請書の受理及び書換え (9) 古物営業法第8条第1項又は第3項の規定による許可証の返納の受理 (10) 古物営業法第10条第1項、第2項又は第3項の規定による競り売りの届出の受理 (11) 古物営業法第10条の2第1項の規定による古物競りあつせん業に係る営業開始の届出書の受理 (12) 古物営業法第10条の2第2項の規定による古物競りあつせん業に係る廃止又は変更の届出書の受理 (13) 古物営業法第14条第1項ただし書又は第2項の規定による仮設店舗における営業の届出の受理 (14) 古物営業法第24条第1項又は第2項の規定による処分の通知 (15) 古物営業法第25条第2項の規定による聴聞の通知 (16) 古物営業法第26条の規定による情報の提供 (17) 古物営業法第27条第1項の規定による国家公安委員会への報告及び通報の受理（同項第1号の許可及び許可証の再交付をした場合並びに第2号の場合に限る。） (18) 古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）附則第3条第2項の規定による許可証の交付の申請の受理 (19) 古物営業法の一部を改正する法律附則第3条第3項の規定による許可証の交付 (20) 古物営業法施行規則第6条の規定による古物市場の変更後の規約の受理 (21) 古物営業法施行規則第19条の4第1項又は第19条の11第1項の規定による古物競りあつせん業に係る認定申請書の受理 (22) 古物営業法施行規則第19条の9第2項の規定による古物競りあつせん業に係る業務実施方法の変更の届出書の受理 (23) 古物営業法施行規則第19条の13第1項の規定による古物競りあつせん業に係る廃止又は変更の届出書の受理 (24) 古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第1号）附則第3条第4項の規定による主たる営業所等届出書の受理 (25) 犯罪収益移転防止法第8条第1項の規定による特定古物商等からの疑わしい取引の届出の受理 (26) 犯罪収益移転防止法第15条の規定による特定古物商等に対する報告又は資料の
------	---

提出要求

- (27) 犯罪収益移転防止法第16条第1項の規定による立入検査の実施
- (28) 犯罪収益移転防止法第17条の規定による特定古物商等に対する指導、助言及び勧告
- (29) 質屋営業法第2条第1項の規定による営業の許可
- (30) 質屋営業法第3条第3項の規定による不許可の通知
- (31) 質屋営業法第4条第1項の規定による営業内容の変更の許可
- (32) 質屋営業法第4条第2項及び第3項並びに質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）第7条第2項及び第3項の規定による廃業、長期休業、死亡等の届出の受理
- (33) 質屋営業法施行規則第9条の規定による質物の保管設備の変更の届出の受理
- (34) 質屋営業法第8条第1項及び第9条の規定による営業許可証の交付及び返納の受理
- (35) 質屋営業法第8条第2項の規定による営業許可証の書換の申請の受理
- (36) 質屋営業法第8条第3項の規定による亡失又は盗難の届出の受理
- (37) 質屋営業法第8条第4項の規定による営業許可証の再交付の申請の受理
- (38) 質屋営業法第25条の規定による処分の通知
- (39) 質屋営業法第26条第2項の規定による聴聞の通知
- (40) 質屋営業法第28条第3項第1号の規定による相続人の承認
- (41) 質屋営業法第28条第5項の規定による質契約終了行為を行う営業所の承認（2以上の警察署の管轄区域に営業所を有するものを除く。）
- (42) 警備業法第5条第1項の規定による認定申請書の受理
- (43) 警備業法第5条第2項の規定による認定の通知
- (44) 警備業法第5条第3項の規定による不認定の通知
- (45) 警備業法第7条第1項の規定による認定の更新の申請の受理
- (46) 警備業法第7条第2項の規定による認定の有効期間の更新
- (47) 警備業法第7条第3項の規定による認定の有効期間を更新しない旨の通知
- (48) 警備業法第8条の規定による認定の取消しの通知
- (49) 警備業法第9条の規定による営業所の設置又は警備業務を行う場合の届出書の受理
- (50) 警備業法第10条第1項の規定による廃止の届出書の受理
- (51) 警備業法第11条第1項の規定による変更の届出書の受理
- (52) 警備業法第11条第3項において準用する同条第1項の規定による変更の届出書の受理
- (53) 警備業法第12条第1項の規定による死亡等の届出の受理
- (54) 警備業法第12条第2項の規定による認定の取消し等の届出の受理
- (55) 警備業法第16条第2項の規定による服装の届出書の受理
- (56) 警備業法第16条第3項において準用する同法第11条第1項の規定による服装の変更の届出書の受理
- (57) 警備業法第17条第2項において準用する同法第16条第2項の規定による護身用

- 具の届出書の受理及び第11条第1項の規定による護身用具の変更の届出書の受理
- (58) 警備業規則第39条第3項の規定による兼任申請の受理
- (59) 警備業規則第42条第1項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の交付申請書の受理
- (60) 講習規則第4条第1項の規定による指導教育責任者講習の受講申込書の受理
- (61) 講習規則第7条第2項の規定による指導教育責任者講習修了証明書の再交付申請書の受理及び再交付
- (62) 警備業法第22条第5項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の書換え
- (63) 警備業規則第43条第1項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の書換え申請書の受理
- (64) 警備業法第22条第6項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の再交付
- (65) 警備業規則第43条第3項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の再交付申請書の受理
- (66) 警備業法第22条第7項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の返納命令の通知
- (67) 警備業規則第44条第2項の規定による警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書又は機械警備業務管理者資格者証の返納の受理
- (68) 検定等規則第9条第1項の規定による検定申請書の受理
- (69) 検定等規則第10条の規定による受検票の交付
- (70) 検定等規則第12条第1項の規定による成績証明書書換え申請書の受理及び成績証明書の書換え
- (71) 検定等規則第12条第2項の規定による成績証明書再交付申請書の受理及び成績証明書の再交付
- (72) 検定等規則第14条第1項の規定による合格証明書交付申請書の受理
- (73) 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第5項の規定による合格証明書の書換え、第22条第6項の規定による合格証明書の再交付及び第22条第7項の規定による合格証明書の返納命令の通知
- (74) 検定等規則第15条第1項の規定による合格証明書書換え申請書の受理
- (75) 検定等規則第15条第3項の規定による合格証明書再交付申請書の受理
- (76) 警備業法第40条の規定による機械警備業務開始の届出書の受理
- (77) 警備業法第41条の規定による廃止等の届出書の受理
- (78) 講習規則第12条第2項において準用する講習規則第7条第2項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付申請書の受理及び再交付
- (79) 講習規則第13条において準用する講習規則第4条第1項の規定による機械警備業務管理者講習の受講申込書の受理
- (80) 警備業規則第60条の規定による兼任申請の受理
- (81) 警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項の規定による機械警備業務管理者資格者証の書換え、第22条第6項の規定による機械警備業務管理者資格者証の再交付及び第22条第7項の規定による機械警備業務管理者資格者証の返納命令の通知

- (82) 警備業規則第63条第1項において準用する警備業規則第42条第1項の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付申請書の受理、第43条第1項の規定による機械警備業務管理者資格者証の書換え申請書の受理及び同条第3項の規定による機械警備業務管理者資格者証の再交付申請書の受理
- (83) 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則第2条の規定による特例申請の受理
- (84) 警備業法第46条の規定による報告又は資料の徴収
- (85) 警備業法第47条第1項の規定による警察職員に行わせる立入検査の実施
- (86) 警備業法第49条第1項の規定による警備業者に対する営業の停止命令の通知
- (87) 警備業法第49条第2項の規定による営業の廃止命令の通知
- (88) 警備業法第50条第2項の規定による聴聞の通知
- (89) 検定等規則附則第10条の規定による審査申請書の受理
- (90) 探偵業法第4条第1項の規定による探偵業開始の届出書の受理
- (91) 探偵業法第4条第2項の規定による廃止又は変更の届出書の受理
- (92) 探偵業法第13条の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は警察職員に行わせる立入検査の実施
- (93) 探偵業法第15条第1項の規定による探偵業者に対する営業の停止命令の通知
- (94) 探偵業法第15条第2項の規定による営業の廃止命令の通知
- (95) 風営適正化法第3条第1項及び第31条の22の規定による営業の許可（4号営業及び5号営業の場合を除く。）
- (96) 風営適正化法第3条第2項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件及び条件変更の付与（4号営業及び5号営業の場合を除く。）
- (97) 風営適正化法第5条第1項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可申請書の受理
- (98) 風営適正化法第5条第2項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可の通知
- (99) 風営適正化法第5条第2項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付
- (100) 風営施行規則第10条第3項（風営施行規則第78条第2項において準用する場合を含む。）の規定による管理者証の交付
- (101) 風営適正化法第5条第3項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による不許可の通知
- (102) 風営適正化法第5条第4項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付申請書の受理
- (103) 風営適正化法第5条第4項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付
- (104) 風営適正化法第7条第1項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による相続承認申請書の受理
- (105) 風営適正化法第7条第1項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を

- 含む。)の規定による相続の承認
- (106) 風営施行規則第16条第1項(風営施行規則第22条及び第84条において準用する場合を含む。)の規定による承認の通知
- (107) 風営施行規則第16条第2項(風営施行規則第22条及び第84条において準用する場合を含む。)の規定による不承認の通知
- (108) 風営施行規則第17条(風営施行規則第22条及び第85条において準用する場合を含む。)の規定による書換え申請書の受理
- (109) 風営適正化法第7条第5項(風営適正化法第7条の2第3項及び第7条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の受理
- (110) 風営適正化法第7条第5項(風営適正化法第7条の2第3項及び第7条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の書換え
- (111) 風営適正化法第7条第6項(風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による返納許可証の受理
- (112) 風営適正化法第7条の2第1項(風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による法人の合併承認申請書の受理
- (113) 風営適正化法第7条の2第1項(風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による法人の合併の承認
- (114) 風営適正化法第7条の3第1項(風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による法人の分割承認申請書の受理
- (115) 風営適正化法第7条の3第1項(風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による法人の分割の承認
- (116) 風営適正化法第9条第1項(風営適正化法第20条第10項及び第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による変更承認申請書の受理
- (117) 風営適正化法第9条第1項(風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による変更の承認(4号営業及び5号営業の場合を除く。)
- (118) 風営適正化法第9条第3項(風営適正化法第20条第10項及び第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による構造及び設備の変更等の届出書の受理
- (119) 風営適正化法第9条第4項(風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による許可証の受理
- (120) 風営適正化法第9条第4項(風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による許可証の書換え
- (121) 風営施行規則第20条第3項の規定による管理者証の受理
- (122) 風営施行規則第20条第4項の規定による管理者証の交付
- (123) 風営適正化法第9条第5項(風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による構造及び設備の変更の届出書の受理
- (124) 風営適正化法第10条第1項又は第3項(風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による返納許可証の受理
- (125) 風営適正化法第10条の2第1項(風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による特例営業者の認定(4号営業及び5号営業の場合を除く。)

- (126) 風営適正化法第10条の2第2項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による特例営業者の認定申請書の受理
- (127) 風営適正化法第10条の2第3項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による認定の通知
- (128) 風営適正化法第10条の2第3項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による認定証の交付
- (129) 風営適正化法第10条の2第4項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による不認定の通知
- (130) 風営適正化法第10条の2第5項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による認定証の再交付申請書の受理
- (131) 風営適正化法第10条の2第5項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による認定証の再交付
- (132) 風営適正化法第10条の2第7項又は第9項（風営適正化法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定による返納認定証の受理
- (133) 風営施行規則第40条第2項（風営施行規則第97条第3項において準用する場合を含む。）の規定による管理者講習を受講させることができない旨の理由書の受理
- (134) 風営適正化法第20条第2項の規定による遊技機の認定申請書の受理
- (135) 風営適正化法第20条第10項において準用する風営適正化法第9条第1項の規定による変更の承認
- (136) 遊技機規則第1条の2の規定による遊技機の認定申請に係る補正の要求
- (137) 遊技機規則第3条第2項の規定による認定の通知
- (138) 遊技機規則第3条第3項の規定による不認定の通知
- (139) 遊技機規則第5条第2項の規定による弁明の機会の付与の通知
- (140) 遊技機規則第5条第3項の規定による認定の取消しの通知
- (141) 風営適正化法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項並びに第35条の4第1項及び第4項第1号の規定による処分 の通知
- (142) 風営適正化法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項及び第31条の17第1項の規定による性風俗関連特殊営業の届出書の受理
- (143) 風営適正化法第27条第2項（風営適正化法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）及び第31条の2第2項（風営適正化法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定による廃止又は変更に係る事項の届出書の受理
- (144) 風営適正化法第27条第4項（風営適正化法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）及び第31条の2第4項（風営適正化法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定による性風俗関連特殊営業の届出確認書の交付
- (145) 風営施行規則第44条第2項（風営施行規則第55条第2項及び第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定による性風俗関連特殊営業の届出確認書の不交

付の通知

- (146) 風営施行規則第45条（風営施行規則第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）の規定による性風俗関連特殊営業の届出確認書再交付申請書の受理
- (147) 風営施行規則第45条（風営施行規則第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）の規定による性風俗関連特殊営業の届出確認書の再交付
- (148) 風営施行規則第46条第1項又は第2項（風営施行規則第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）の規定による性風俗関連特殊営業の返納届出確認書の受理
- (149) 風営適正化法第31条第1項（風営適正化法第31条の5第3項及び第31条の6第3項において準用する場合を含む。）及び第31条の16第1項の規定による標章の貼り付け
- (150) 風営適正化法第31条第2項又は第3項（風営適正化法第31条の5第3項及び第31条の6第3項において準用する場合を含む。）及び第31条の16第2項又は第3項の規定による標章の除去申請書の受理
- (151) 風営適正化法第31条第2項又は第3項（風営適正化法第31条の5第3項及び第31条の6第3項において準用する場合を含む。）及び第31条の16第2項又は第3項の規定による標章の取除き
- (152) 風営適正化法第31条の4第2項及び第31条の19第2項の規定によるはり紙、はり札又は立看板の除却
- (153) 風営適正化法第31条の10及び第31条の11第2項第2号の規定による処分の通知
- (154) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条第5項（風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の2第3項及び第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の受理
- (155) 風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条第5項（風営適正化法第31条の23において準用する風営適正化法第7条の2第3項及び第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の書換え
- (156) 風営施行規則第88条第3項の規定による特定遊興飲食店営業管理者証の受理
- (157) 風営施行規則第88条第4項の規定による特定遊興飲食店営業管理者証の交付
- (158) 風営適正化法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業の届出書の受理
- (159) 風営適正化法第33条第2項の規定による廃止又は変更に係る事項の届出書の受理
- (160) 風営適正化法第8条、第26条、第30条、第31条の5、第31条の6第2項第2号及び第3号、第31条の15、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第31条の25、第34条第2項、第35条、第35条の2並びに第35条の4第2項及び第4項第2号の規定による処分の通知
- (161) 風営適正化法第37条第1項の規定による報告又は資料の提出要求
- (162) 風営適正化法第41条第2項の規定による聴聞の通知

- (163) 風営適正化法第44条第1項の規定による風俗営業者の団体等の届出の受理
- (164) 風営適正化法第38条第1項に規定する少年指導委員の推薦
- (165) 風営適正化法第38条の2第1項の規定による少年指導委員に行わせる立入りの実施
- (166) 風営適正化法第38条の2第2項の規定による少年指導委員に行わせる立入りに係る指示
- (167) 風営適正化法第38条の2第3項の規定による少年指導委員に行わせる立入りに係る報告の受理
- (168) 風俗案内所条例第12条第1項の規定による処分の通知
- (169) 風俗案内所条例第13条第1項の規定による処分の通知
- (170) 自転車法第6条第6項の規定による市町村からの資料の提供の要求の受理及び協力
- (171) ストーカー規制法第5条第1項の規定による禁止命令等の申出の受理
- (172) ストーカー規制法第5条第6項（ストーカー規制法第5条第10項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- (173) ストーカー規制法第5条第7項（ストーカー規制法第5条第10項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- (174) ストーカー規制法第5条第9項の規定による禁止命令等の有効期間に係る延長の処分の申出の受理
- (175) ストーカー規制法第5条第11項の規定による送達（口頭である場合を含む。）
- (176) ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告又は資料の提出要求
- (177) ストーカー規制法施行規則第2条の規定による警告書の交付
- (178) 出会い系サイト規制法第7条第1項の規定によるインターネット異性紹介事業開始の届出の受理
- (179) 出会い系サイト規制法第7条第2項の規定による廃止又は変更の届出の受理
- (180) 出会い系サイト規制法第14条第1項の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する事業の停止命令の通知
- (181) 出会い系サイト規制法第14条第2項の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する事業の廃止命令の通知
- (182) 出会い系サイト規制法第15条第2項第2号の規定による事業の停止命令の通知
- (183) 出会い系サイト規制法第16条の規定によるインターネット異性紹介事業者に対する報告又は資料の提出要求
- (184) 銃刀法第3条第1項第11号から第15号までの規定に基づく銃砲刀剣類製造等の届出の受理
- (185) 銃刀規則第4条第2項の規定による記載事項変更届出の受理
- (186) 銃刀規則第4条第3項の規定による届出済の証明
- (187) 銃刀規則第4条第4項の規定による廃止届の受理
- (188) 銃刀法第3条第2項の規定による人命救助等に従事する者の届出の受理及び銃刀規則第5条第2項の規定による人命救助等に従事する者届出済証明書の交付
- (189) 銃刀法第3条第3項及び第3条の2第2項の規定による使用人の届出の受理並

- びに銃刀規則第6条第2項の規定による使用人届出済証明書の交付
- (190) 銃刀規則第6条第3項（銃刀規則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による記載事項変更届の受理及び使用人届出済証明書又は人命救助等に従事する者届出済証明書の書換え
- (191) 銃刀規則第6条第5項（銃刀規則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による使用人届出済証明書又は人命救助等に従事する者届出済証明書の盗難、亡失等の届出の受理
- (192) 銃刀法第4条第1項及び第5項並びに第6条第1項の規定による所持許可（ライフル銃、ライフル銃以外の猟銃、空気銃、拳銃及び空気拳銃並びにクロスボウ（銃刀法第4条第1項第2号の2のクロスボウを除く。）に係るものを除く。）
- (193) 銃刀法第4条第2項の規定による許可条件の付与及び当該許可条件の変更（ライフル銃、ライフル銃以外の猟銃、空気銃、拳銃及び空気拳銃並びにクロスボウ（銃刀法第4条第1項第2号の2のクロスボウを除く。）に係るものを除く。）
- (194) 銃刀法第4条の2第1項（銃刀法第5条の4第3項、第6条第3項、第7条の3第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可申請等の受理
- (195) 銃刀法第7条第1項の規定による許可証の交付及び許可事項の記載
- (196) 銃刀法第4条の3第1項（銃刀法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による認知機能検査の実施
- (197) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第1項の規定による認知機能検査の受検申請に関する規則（平成21年京都府公安委員会規則第12号）第2条の規定による認知機能検査受検申請書の受理
- (198) 銃刀法第4条の4第1項の規定による確認
- (199) 銃刀法第4条の4第2項及び第9条の6第3項（銃刀法第9条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定による打刻命令
- (200) 銃刀法第4条の4第2項及び第9条の6第3項（銃刀法第9条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定による打刻の確認
- (201) 銃刀法第4条の4第3項の規定による表示措置命令
- (202) 銃刀規則第18条の規定による打刻命令書の交付
- (203) 銃刀規則第18条の2第2項の規定による表示措置命令書及びクロスボウ番号標の交付
- (204) 銃刀規則第18条の2第3項の規定によるクロスボウ番号標の亡失等の届出の受理
- (205) 銃刀規則第20条の規定による受講申込書の受理
- (206) 銃刀法第5条の3第3項（銃刀法第5条の4第3項、第5条の5第3項、第9条の5第4項、第9条の10第3項、第9条の14第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による猟銃等講習会の講習修了証明書、技能検定合格証明書、技能講習修了証明書、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格講習修了証明書又はクロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請の受理及び書換え又は再交付

- (207) 銃刀法第5条の3の2第3項の規定によるクロスボウ講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付の申請の受理及び書換え又は再交付
- (208) 銃刀規則第26条の規定による技能講習受講申込書の受理
- (209) 銃刀令第21条第1項の規定による技能講習の通知
- (210) 銃刀令第24条第2項の規定による許可期間の延長
- (211) 銃刀規則第30条の規定による許可期間延長の許可申請の受理
- (212) 銃刀法第7条第2項（銃刀法第9条の13第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証又は年少射撃資格認定証の書換え又は再交付申請の受理及び書換え又は再交付
- (213) 銃刀法第7条の3第2項の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新及び許可証の交付
- (214) 銃刀法第8条第2項（銃刀法第9条の15第2項において準用する場合を含む。）、第4項（銃刀法第9条の15第3項において準用する場合を含む。）及び第5項並びに第9条第3項の規定による許可証又は年少射撃資格認定証の返納の受理並びに銃刀法第8条第3項の規定による抹消申請の受理及び抹消
- (215) 銃刀法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項並びに第11条第8項及び第9項並びに第11条の2第1項及び第3項の規定による提出命令及び仮領置
- (216) 銃刀法第8条第8項、第8条の2第3項、第9条の8第4項、第9条の12第3項、第11条第10項及び第11条の2第4項の規定による返還申請の受理及び返還
- (217) 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「指定府令」という。）第10条の規定による指定申請の受理
- (218) 指定府令第11条の規定による指定通知書の交付
- (219) 指定府令第13条の規定による記載事項変更届の受理
- (220) 指定府令第14条の規定による指定解除通知書の交付
- (221) 銃刀規則第43条の規定による指定申請の受理
- (222) 銃刀規則第44条の規定による指定書の交付
- (223) 銃刀規則第45条の規定による指定解除通知書の交付
- (224) 銃刀規則第50条（銃刀規則第64条において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃場指定申請又は練習射撃場指定申請の受理
- (225) 銃刀規則第51条（銃刀規則第65条において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃場指定書又は練習射撃場指定書の交付
- (226) 銃刀法第9条の4第2項（銃刀法第9条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃指導員又は練習射撃指導員の選任又は解任の届の受理
- (227) 銃刀規則第53条（銃刀規則第67条において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃場指導員解任命令書又は練習射撃場指導員解任命令書の交付
- (228) 銃刀規則第54条（銃刀規則第68条において準用する場合を含む。）の規定による記載事項変更届の受理
- (229) 銃刀法第9条の5第2項又は第9条の10第2項の規定による射撃教習資格認定証又は射撃練習資格認定証の交付

- (230) 銃刀法第9条の5第3項（銃刀法第9条の10第3項及び第9条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定証返納の受理
- (231) 銃刀法第9条の6第2項（銃刀法第9条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定による備付け銃の届出及び変更届出の受理
- (232) 銃刀規則第58条第2項（銃刀規則第72条において準用する場合を含む。）の規定による届出済の証明
- (233) 銃刀規則第61条又は第74条の規定による教習射撃場指定解除通知書又は練習射撃場指定解除通知書の交付
- (234) 銃刀規則第62条の規定による教習修了証明書交付禁止通知書の交付
- (235) 銃刀規則第75条の規定による年少射撃資格認定申請書の受理
- (236) 銃刀法第9条の13第2項の規定による年少射撃資格認定証の交付
- (237) 銃刀規則第80条の規定による年少射撃資格講習受講申込書の受理
- (238) 銃刀法第9条の16第1項の規定によるクロスボウ射撃資格認定証の交付
- (239) 銃刀法第10条の6第1項及び第27条の2第1項の規定による必要な報告要求
- (240) 銃刀法第10条の6第2項及び第27条の2第2項の規定による立入検査等の実施
- (241) 銃刀法第10条の8第1項の規定による猟銃等保管業者の届出の受理
- (242) 銃刀法第10条の8の2第1項の規定によるクロスボウ保管業者の届出の受理
- (243) 銃刀規則第90条第2項の規定による記載事項変更届の受理
- (244) 銃刀規則第90条第3項の規定による届出済の証明
- (245) 銃刀規則第90条第4項の規定による廃止届の受理
- (246) 銃刀規則第93条の規定による廃止等命令書の交付
- (247) 銃刀法第11条第4項、第6項及び第7項の規定による許可の取消しの通知
- (248) 銃刀法第11条第11項及び第11条の2第5項の規定による返還
- (249) 銃刀法第11条の2第2項の規定による仮領置
- (250) 銃刀法第11条の3第1項及び第2項の規定による認定の取消しの通知
- (251) 銃刀法第12条第1項の規定による聴聞の通知
- (252) 銃刀法第12条の3の規定による報告要求
- (253) 銃刀法第13条の規定による銃砲等及び刀剣類の検査及び報告要求
- (254) 銃刀法第13条の2の規定による照会
- (255) 銃刀法第13条の3第1項及び第3項の規定による提出命令及び保管
- (256) 銃刀法第13条の3第2項及び第4項の規定による返還
- (257) 銃刀法第21条の3第1項第4号の規定による準空気銃製造等届出の受理
- (258) 銃刀規則第100条第2項の規定による記載事項変更届の受理
- (259) 銃刀規則第100条第3項の規定による届出済の証明
- (260) 銃刀規則第100条第4項の規定による廃止届の受理
- (261) 銃刀法第22条の2第1項（銃刀法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による模造拳銃又は模擬銃器の製造（輸出）届出の受理
- (262) 銃刀規則第102条第3項（銃刀規則第103条第2項において準用する場合を含む。）の規定による記載事項変更届の受理
- (263) 銃刀規則第102条第4項（銃刀規則第103条第2項において準用する場合を含む。）の規定による記載事項変更届の受理

- む。)の規定による届出済の証明
- (264) 銃刀規則第 102条第 5 項 (銃刀規則第 103条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による廃止届の受理
- (265) 銃刀法第26条第 2 項の規定による仮領置及び銃刀法第26条第 5 項の規定による返還
- (266) 銃刀法第27条第 1 項の規定による提出命令
- (267) 銃刀規則第 113条の規定による提出命令書の交付
- (268) 猟銃安全指導委員規則第 2 条第 2 項の規定による猟銃安全指導委員の氏名及び連絡先を周知させるための措置
- (269) 銃刀法第28条の 2 第 3 項の規定による猟銃安全指導委員に対する情報の提供
- (270) 猟銃安全指導委員規則第 8 条の規定による解嘱理由の通知
- (271) 銃刀規則第 117条の規定による台帳の登載及び整理
- (272) 火取法第19条の規定による府下の運搬についての必要な指示
- (273) 火取法第19条の規定に基づく運搬届の受理及び運搬証明書の交付
- (274) 火取法第19条第 4 項において準用する火取法第17条第 7 項の規定に基づく運搬証明書の記載事項の変更届の受理及び書換
- (275) 火取法第19条第 4 項において準用する火取法第17条第 8 項の規定に基づく証明書再交付申請書の受理及び再交付
- (276) 火取令第 3 条の規定による証明書の返納の受理
- (277) 火取法第43条第 2 項の規定に基づく所属警察職員による立入検査の実施
- (278) 火取法第48条の規定による火取法第17条第 1 項、第24条第 1 項又は第25条第 1 項の許可の条件の付与
- (279) 火取法第50条の 2 において準用する火取法第17条第 1 項の規定による猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受けの許可並びに猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令 (昭和41年総理府令第46号。以下「譲渡府令」という。) 第 2 条及び第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請書の受理
- (280) 火取法第50条の 2 において準用する火取法第17条第 3 項の規定に基づく許可の取消
- (281) 火取法第50条の 2 において準用する火取法第17条第 4 項の規定に基づく許可証の交付
- (282) 火取法第50条の 2 において準用する火取法第17条第 7 項の規定に基づく許可証の記載事項変更の届出の受理及び書換
- (283) 火取法第50条の 2 において準用する火取法第17条第 8 項の規定に基づく再交付申請の受理及び再交付
- (284) 火取令第 2 条の規定による許可証の返納の受理
- (285) 譲渡府令第 8 条の規定に基づく譲渡許可証の記載欄用紙の追加交付の届出の受理及び交付
- (286) 火取法第50条の 2 において準用する火取法第24条第 1 項の規定に基づく輸入許可及び譲渡府令第 9 条第 1 項の規定に基づく輸入許可及び譲渡府令第 9 条第 1 項の規定に基づく輸入許可申請書の受理

- (287) 譲渡府令第9条第3項の規定に基づく輸入許可書の交付
- (288) 譲渡府令第9条第4項の規定に基づく輸入許可書記載事項変更届の受理及び書換
- (289) 火取法第50条の2において準用する火取法第24条第3項の規定に基づく輸入届の受理
- (290) 火取法第50条の2において準用する火取法第25条第1項の消費許可及び譲渡府令第11条第1項の規定に基づく消費許可申請書の受理
- (291) 火取法第50条の2において準用する火取法第25条第3項の規定に基づく許可の取消
- (292) 譲渡府令第11条第2項において準用する譲渡府令第9条第3項の規定に基づく消費許可書の交付
- (293) 譲渡府令第11条第2項において準用する譲渡府令第9条第4項の規定に基づく消費許可書記載事項変更届の受理及び書換
- (294) 火取法第52条第1項の規定による京都府広域振興局長等からの意見聴取の受理及び軽易なものに対する回答
- (295) 火取法第52条第4項の規定による措置の要請。ただし、重要なものを除く。
- (296) 高圧ガス保安法第74条及び武器等製造法第28条の規定に基づく通報の処理
- (297) 京都府旅費条例第4条の規定に基づく署長の旅行命令
- (298) 道交法第4条第1項の規定による信号機、道路標識及び道路標示の第一次的管理
- (299) 道交法第45条の2第2項の規定による高齢運転者等標章申請書の受理及び高齢運転者等標章の交付
- (300) 道交規則第6条の3の5の規定による高齢運転者等標章記載事項変更届及び高齢運転者等標章の受理並びに高齢運転者等標章の交付
- (301) 道交法第45条の2第3項の規定による高齢運転者等標章再交付申請書及び高齢運転者等標章の受理並びに高齢運転者等標章の再交付
- (302) 道交法第45条の2第4項の規定による高齢運転者等標章の返納の受理
- (303) 道交法第49条第1項の規定によるパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の第一次的管理
- (304) 交通安全事業法第2条第3項第1号ロの規定による交通管制センターの装置（端末装置に限る。）の第一次的管理
- (305) 委託規則第2条第1項の規定による登録に係る申請書の受理
- (306) 委託規則第2条第3項において準用する同条第1項の規定による登録の更新に係る申請書の受理
- (307) 道交法第51条の11第1項の規定による報告の要求又は立入り若しくは検査の下令
- (308) 委託規則第7条の規定による駐車監視員資格者講習受講申込書の受理
- (309) 確認事務規則第12条第2項の規定による駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の返納の受理
- (310) 委託規則第11条第1項の規定による駐車監視員資格者証交付申請書の受理

- (311) 委託規則第13条第1項の規定による駐車監視員資格者証書換え交付申請書の受理
- (312) 委託規則第13条第1項の規定による資料の提示又は提出の要求
- (313) 委託規則第13条第2項の規定による駐車監視員資格者証再交付申請書の受理
- (314) 確認事務規則第14条第4項の規定による駐車監視員資格者証の返納の受理
- (315) 道交法第59条第2項ただし書の規定による自動車のけん引制限の許可及び同条第3項の規定による許可証の交付並びに道交規則第8条の5の規定による許可申請書の受理
- (316) 道交法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者等の選任及び解任の届出の受理
- (317) 道交法第75条第9項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による車両の使用制限書の交付及び標章のはり付け
- (318) 道交法第75条第10項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による標章除去申請書の受理及び標章の除去
- (319) 道交法第89条第1項の規定による免許の申請の受理及び運転免許試験（適性試験に限る。）の実施
- (320) 道交法第89条第1項の規定による運転免許試験のうち、府規則別表第2に掲げられた適性試験及び学科試験の実施。ただし、同表に掲げられた警察署の警察署長に限る。
- (321) 道交法第89条第2項の規定による質問票の交付
- (322) 道交法第90条の2第2項の規定による免許の拒否
- (323) 道交法第91条の規定による条件の付与及び条件の変更
- (324) 道交法第91条の2第1項の規定による条件の付与及び条件の変更の申請の受理
- (325) 道交法第91条の2第2項の規定による条件の付与及び条件の変更
- (326) 道交法第92条第2項（同法第95条の3の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による免許証の交付及び免許情報記録の書換え
- (327) 道交法第93条第1項の規定による免許証に係る事項の記載
- (328) 道交法第93条第2項（同法第95条の3の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による免許の条件に係る事項の記載及び記録
- (329) 道交法第93条の2の規定による免許証の電磁的方法による記録
- (330) 道交法第94条第1項（同法第95条の5第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による変更に係る届出の受理及び変更に係る事項の記載（電磁的方法による記録を含む。）
- (331) 道交法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請書の受理及び免許証の再交付
- (332) 道交法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請の受理
- (333) 道交法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録
- (334) 道交法第95条の2第4項の規定による免許証の返納の届出の受理
- (335) 道交法第95条の2第10項の規定による免許情報記録の抹消の届出の受理
- (336) 道交法第95条の2第11項の規定による免許証の交付の申請の受理

- (337) 道交法第95条の4第1項の規定による免許証の交付及び免許情報記録の書換え
- (338) 道交法第95条の4第2項の規定による免許の条件に係る事項の記載及び記録
- (339) 道交規則第21条の13第1号の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の送信を受けた場合の措置
- (340) 道交法第97条の2第2項の規定による運転免許試験の免除の拒否
- (341) 道交法第97条の2第4項の規定による運転免許試験の一部免除
- (342) 道交法第101条第1項の規定による更新申請書の受理
- (343) 道交法第101条第4項の規定による質問票の交付
- (344) 道交法第101条第5項の規定による適性検査の実施
- (345) 道交法第101条第6項の規定による免許証等の更新並びに免許情報記録の有効期間の更新の通知及び受理
- (346) 道交法第101条の2第1項の規定による免許証等の更新の特例申請の受理
- (347) 道交法第101条の2第2項の規定による質問票の交付
- (348) 道交法第101条の2第3項の規定による適性検査の実施
- (349) 道交法第101条の2第4項の規定による免許証等の更新
- (350) 道交法第101条の3第2項の規定による免許証等の更新の拒否
- (351) 道交法第101条の4第4項の規定による免許証等の更新の拒否
- (352) 道交法第101条の4の2第3項（同法第107条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による免許情報記録の書換え及び書面の交付
- (353) 道交法第101条の4の2第4項の規定による免許証の返納の届出の受理
- (354) 道交法第101条の5の規定による報告徴収
- (355) 道交法第101条の6第1項の規定による医師からの届出の受理
- (356) 道交法第102条第5項の規定による臨時適性検査の実施
- (357) 道交法第102条第6項の規定による臨時適性検査の通知
- (358) 道交法第102条第7項の規定による医師の診断書の受理
- (359) 道交法第104条第1項の規定による意見の聴取の通知
- (360) 道交法第104条の3第1項（第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定による免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付
- (361) 道交法第104条の4第1項の規定による免許の取消申請又は一部取消申請の受理
- (362) 道交規則第30条の7第5項の規定による取消しに係る通知
- (363) 道交法第104条の4第3項の規定による申出に係る免許の付与
- (364) 道交法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付の申請の受理及び同条第2項の規定による運転経歴証明書の交付並びに道交規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請の受理
- (365) 道交法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録の申請の受理
- (366) 道交法第105条の2第4項の規定による運転経歴情報の記録
- (367) 道交規則第30条の9第1項の規定による運転経歴証明書に係る事項の記載
- (368) 道交規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書の変更に係る事項の届出の受理及び記載

- (369) 道交規則第30条の12の規定による運転経歴証明書の返納の届出の受理
- (370) 道交規則第30条の15第1項の規定による運転経歴情報の変更の届出の受理
- (371) 道交規則第30条の16の規定による運転経歴情報の抹消
- (372) 道交法第106条の3第1項の規定による免許証の返納の届出の受理
- (373) 道交法第106条の3第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による免許証の交付
- (374) 道交法第106条の3第4項の規定による免許証の保管
- (375) 道交法第106条の3第5項の規定による免許証の返還
- (376) 道交法第106条の4第1項の規定による免許情報記録の抹消
- (377) 道交法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え
- (378) 道交法第106条の5の規定による免許証の交付及び免許情報記録の書換え
- (379) 道交法第107条の3の2の規定による報告徴収
- (380) 道交法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付申請書の受理
- (381) 道交法第107条の7第3項の規定による国外運転免許証に係る自動車等の種類の指定及び国外運転免許証の交付
- (382) 道交法第107条の10第1項の規定による国外運転免許証の返納の受理
- (383) 道交法第107条の10第2項の規定による国外運転免許証の保管
- (384) 道交法第107条の10第3項の規定による国外運転免許証の返還
- (385) 道交法第108条の26第1項の規定による関係機関等への情報提供、助言及び指導
- (386) 道交法第108条の26第2項の規定による地方公共団体の長に対する情報の提供
- (387) 道交法第108条の27の規定による交通安全教育の実施
- (388) 道交法第108条の29第1項の規定による推進委員に対する委嘱書の交付
- (389) 推進委員規則第1条第2項の規定による推進委員の氏名及び連絡先を周知させるための措置
- (390) 推進委員規則第8条第1項の規定による推進委員に対する講習の実施
- (391) 推進委員規則第9条の規定による推進委員に対する指導の実施
- (392) 道交令第13条第1項の規定による緊急自動車（第1号及び第1号の2に掲げる自動車をいう。）の届出書の受理、第14条の2第1号の規定による道路維持作業用自動車の届出書の受理並びに府規則第6条の2及び第6条の4の規定による届出確認書の交付及び届出確認書の返納の受理
- (393) 道交規則第18条の3の規定による免許の拒否又は保留に係る者に対する通知
- (394) 道交規則第18条の5の規定による限定解除審査の申請の受理
- (395) 府規則第6条第4項の規定による緊急自動車指定書再交付申請書の受理及び府規則第6条の3の規定による道路維持作業用自動車指定書再交付申請書の受理
- (396) 府規則第6条の2第4項の規定による緊急自動車届出確認書再交付申請書の受理及び府規則第6条の4の規定による道路維持作業用自動車届出確認書再交付申請書の受理
- (397) 府規則第6条の5第3項の規定による駐車禁止等の対象から除く車両（同条第1項第11号に掲げるものに限る。）の指定申請書の受理及び審査、標章の交付、当

該標章使用上の制限の付与及び変更

- (398) 府規則第12条の2第1項の規定による選任届出書の届出事項の変更の受理
- (399) 府規則第14条の3の規定による運転免許に関する申請又は届出の受理
- (400) 府規則第23条の4第1項の規定による受講届の受理
- (401) 府規則第23条の4の第3項、第10項及び第15項の規定による受講申請書の受理
- (402) 府規則第23条の5の規定による停止処分者講習の日時場所の指定及び講習指定書の交付
- (403) 府規則第24条の規定による運転免許証返納等届の受理
- (404) 府規則第24条の2第1項の規定による審査の日時の指定
- (405) 災害対策基本法第48条第2項の規定による通行の禁止又は制限（自署の管轄区域に係るものに限る。）
- (406) 災害対策基本法施行令第20条の2第2項の規定による回り道の明示（自署の管轄区域に係るものに限る。）
- (407) 災害対策基本法施行令第20条の2第3項の規定による道路管理者の意見の聴取（自署の管轄区域に係るものに限る。）
- (408) 災害対策基本法施行令第20条の2第5項の規定による広報の実施（自署の管轄区域に係るものに限る。）
- (409) 災害対策基本法施行令第33条第1項及び第2項（原子力災害対策特別措置法施行令第8条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用される場合及び国民保護法施行令第39条において例によることとされる場合を含む。）の規定による緊急通行車両の確認
- (410) 災害対策基本法施行令第33条第3項の規定による緊急通行車両の使用に対する標章及び証明書の交付
- (411) 大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項及び第2項の規定による緊急輸送車両の確認
- (412) 大規模地震対策特別措置法施行令第12条第3項の規定による緊急輸送車両の使用に対する標章及び証明書の交付
- (413) 道交令第52条第3項及び第5項並びに第52条の2の規定による納付書の交付等
- (414) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「保管場所法」という。）第9条第2項の規定による自動車の運行供用制限書の交付及び標章のはり付け
- (415) 保管場所法第9条第3項の規定による保管場所の申告の受理
- (416) 保管場所法第9条第4項の規定による保管場所の確認
- (417) 保管場所法第12条の規定による自動車の保有者等に対する報告又は資料の提出要求
- (418) 保管場所法第9条第5項の規定による保管場所の確認の通知及び標章の除去
- (419) 代行業法第5条第1項の規定による認定申請書の受理
- (420) 代行業法第5条第2項の規定による認定の通知
- (421) 代行業法第5条第3項の規定による認定拒否の通知
- (422) 代行業法第7条第1項、第23条第1項、第24条第1項及び第25条第2項第2号

及び第 3 号の規定による処分のお知らせ

- (423) 代行業法第 8 条第 1 項の規定による変更届出書の受理
- (424) 代行業法第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定による廃業等の届出
- (425) 代行業法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道交法第 75 条第 9 項の規定による自動車の使用制限書の交付及び標章のはり付け
- (426) 代行業法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道交法第 75 条第 10 項の規定による標章除去申請書の受理及び標章除去
- (427) 代行業法第 21 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出要求又は警察職員に行わせる立入り、検査等の実施
- (428) 京都府財産取扱規則に規定する事務のうち、所管に属する庁舎その他の財産の管理
- (429) 捜査指揮に関する訓令第 3 条ただし書に規定する事件の捜査指揮
- (430) 給付金支給法第 10 条第 1 項の規定による申請の受付
- (431) 給付金支給規則第 19 条の規定による届出の受付
- (432) オウム真理教犯罪被害者等給付金支給法第 6 条第 1 項の規定による申請の受付
- (433) 暴対法第 13 条の規定による申出の受理及び援助を行う旨の決定
- (434) 暴対法第 14 条第 1 項の規定による援助を行う旨の決定
- (435) 暴対法第 28 条第 1 項の規定による援護等の措置を行う旨の決定（定型的なものに限る。）
- (436) 暴対法第 33 条第 1 項後段の規定による立入りの実施の決定
- (437) 暴対規則第 45 条第 1 号に規定する中止命令書の送達
- (438) 暴対規則第 47 条第 3 項の規定による記録の作成
- (439) 情報公開条例第 5 条第 1 項の規定による請求書の受付
- (440) 個人情報保護法第 77 条第 1 項の規定による開示請求書の受付
- (441) 個人情報保護法第 77 条第 2 項の規定による本人又は本人の代理人であることの確認
- (442) 個人情報保護法第 91 条第 1 項の規定による訂正請求書の受付
- (443) 個人情報保護法第 91 条第 2 項の規定による本人又は本人の代理人であることの確認
- (444) 個人情報保護法第 99 条第 1 項の規定による利用停止請求書の受付
- (445) 個人情報保護法第 99 条第 2 項の規定による本人又は本人の代理人であることの確認
- (446) 個人情報保護法施行条例第 5 条第 2 項の規定による是正申出書の受付
- (447) 個人情報保護法施行条例第 5 条第 3 項の規定による本人又は本人の代理人であることの確認

別表第5（第4条関係）

聴聞官の専決事務

生活安全部の聴聞官	(1) 風営適正化法第41条第1項の規定による聴聞（30日以上の間期の営業の停止並びに風営適正化法第30条第2項、第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号及び第31条の15第2項の規定による営業の廃止に係る事案を除く。） (2) 風俗案内所条例第13条第1項の規定による事業停止命令に係る行政手続条例第13条第1項第1号の規定による聴聞（30日以上の間期の事業の停止に係る事案を除く。） (3) 古物営業法第25条第1項の規定による聴聞（30日以上の間期の営業停止に係る事案を除く。） (4) 質屋営業法第26条の規定による聴聞（30日以上の間期の営業停止に係るものを除く。） (5) 警備業法第50条第1項の規定による聴聞（30日以上の間期の営業の停止に係る事案を除く。） (6) ストーカー規制法第5条第2項（ストーカー規制法第5条第10項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞 (7) ストーカー規制法第5条第3項の規定による意見の聴取
交通部の聴聞官	(1) 道交法第51条の10の規定による登録の取消しに係る行政手続法第13条第1項第1号の規定による聴聞 (2) 道交法第51条の13第2項の規定による駐車監視員資格者証の返納命令に係る行政手続法第13条第1項第1号の規定による聴聞 (3) 道交法第75条第4項（第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞 (4) 道交法第75条の27第1項の規定による取消しに係る行政手続法第13条第1項第1号の規定による聴聞 (5) 道交法第97条の3第1項の規定による運転免許試験の合格の決定の取消しに係る行政手続法第13条第1項第1号の規定による聴聞 (6) 道交法第99条の2第5項の規定による技能検定員資格者証の返納命令に係る行政手続法第13条第1項第1号の規定による聴聞 (7) 道交法第99条の3第5項において準用する道交法第99条の2第5項の規定による講習指導員資格者証の返納命令に係る行政手続法第13条第1項第1号の規定による聴聞 (8) 道交法第104条第1項（第104条の2の2第6項及び第104条の2の4第6項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取 (9) 道交法第104条の2第1項（第104条の2の3第5項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞 (10) 道交法第107条の5第4項において準用する道交法第104条の規定による意見の聴取及び道交法第104条の2の規定による聴聞

(11) 代行業法第7条第1項の規定による認定の取消しに係る行政手続法第13条第1項第1号の規定による聴聞

別表第6（第5条関係）

課の室等の長の専決事務

勤務管理センター所長	(1) 職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号。以下「給与条例」という。）第12条の6の規定による住居手当の認定及び第13条の規定による通勤手当の認定に係る月額決定又は改定 (2) 給与条例第12条の規定による扶養親族の認定及び第13条の2の規定による単身赴任手当の認定に係る月額決定又は改定
許可等事務審査室長	(1) 遊技機規則第7条第1項の規定による遊技機の検定申請書の受理 (2) 遊技機規則第7条の2第2項の規定による確認申請書の受理 (3) 遊技機規則第7条の2第4項の規定による変更届出書の受理 (4) 遊技機規則第7条の2第5項の規定による廃止届出書の受理 (5) 古物営業法第27条第1項の規定による国家公安委員会への報告及び通報の受理（同項第1号の許可の取消しをした場合及び第3号の場合に限る。） (6) 行商従業者証等承認規程第6条第1項の規定による作成・交付事業の廃止の届出の受理 (7) 犯罪収益移転防止法第16条第1項の規定による立入検査の実施 (8) 警備業法第11条第2項の規定による他の公安委員会への通知 (9) 講習規則第10条の規定による現任指導教育責任者講習の通知 (10) 警備業法第47条第1項の規定による立入検査の実施 (11) 探偵業法第13条の規定による立入検査の実施 (12) 銃刀令第20条第1項の規定による技能検定の通知 (13) 銃刀法第8条第10項（銃刀法第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第12項、第11条の2第6項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による売却代金の交付 (14) 銃刀法第10条の6第2項及び第27条の2第2項の規定による立入検査等の実施 (15) 銃刀法第14条第4項、第16条第2項及び第17条第3項の規定による通知書の受理 (16) 銃刀法第18条の2第3項の規定による教育委員会又は文化庁長官からの通知の受理 (17) 銃刀令第35条の規定による他の公安委員会への通知 (18) 火取法第43条第2項の規定による立入検査の実施 (19) 原子炉等規制法第59条第9項の規定による核燃料物質等運搬証明書の書換え申請書の受理及び書換え

	(20) 原子炉等規制法第59条第10項の規定による核燃料物質等運搬証明書の再交付申請書の受理及び再交付 (21) 原子炉等規制法第68条第1項の規定による立入検査等の実施 (22) 原子炉規制法施行令第50条の規定による不要となつた核燃料物質等運搬証明書の返納の受理 (23) 原子炉規制法施行令第51条第2項の規定による届出その他の手続の経由の処理 (24) 放射性同位元素等の規制に関する法律第43条の2第1項の規定による立入検査の実施 (25) 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号。以下「放射性府令」という。）第2条第4項の規定による放射性同位元素等運搬届出書の交付 (26) 放射性府令第3条第3項の規定による指示書の交付 (27) 化学兵器禁止法第33条第2項の規定による立入検査の実施 (28) 化学兵器禁止法施行令第3条の2の規定による特定物質運搬証明書の記載事項変更の届出の受理及び書換え (29) 化学兵器禁止法施行令第3条の3の規定による特定物質運搬証明書の再交付の申請の受理及び再交付 (30) 化学兵器禁止法施行令第3条の4の規定による不要となつた特定物質運搬証明書の返納の受理 (31) 化学兵器禁止法施行令第3条の5第2項の規定による届出その他の手続の経由の処理 (32) 感染症予防法第56条の31第1項の規定による立入検査の実施 (33) 感染症予防法施行令第21条の規定による届出対象病原体等運搬証明書の記載事項変更の届出の受理及び書換え (34) 感染症予防法施行令第22条の規定による届出対象病原体等運搬証明書の再交付の申請の受理及び再交付 (35) 感染症予防法施行令第23条の規定による不要となつた届出対象病原体等運搬証明書の返納の受理 (36) 感染症予防法施行令第24条第2項の規定による届出その他の手続の経由の処理
交通反則通告センター	(1) 道交法第126条第3項の規定に基づく告知に係る報告の受理 (2) 道交法第127条第1項の規定に基づく通告 (3) 道交令第52条第3項及び第5項並びに第52条の2の規定に基づく納付書の交付等 (4) 道交令第54条第1項の規定に基づく公示通告

所 長	
--------	--